

第4回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

令和5年(2023年)10月16日

熊本県医師会館 2階 大ホール

○ 1 開会

2 協議

(1) 協議資料について事務局説明

(2) 検討項目に対する課題や提案について

①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備

②適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方

③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実

④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実

⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化

⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

(3) 自由討議

3 諸連絡

4 閉会

○ 議事録

1 開会

～省略～

2 協議

【藤田会長】

皆様おはようございます。今日は熊本市教育行政審議会の第4回の会議になります。

これまで3回にわたってこの審議を進めてまいりました。

第1回目は遠藤教育長より、この教育行政改革についての6つの諮問事項をいただきまして、それについて、自由闊達な御意見いただいたところです。

第2回目からはテーマを少し絞り込みまして、体罰や暴言等についての課題、それから

解決策について様々な問題点の御提示をいただいたかと思います。

それから前回第3回目は、いじめをテーマにして、それぞれ課題それから解決に向けての御提言をいただいたところです。いずれも、具体的な事例に基づくというよりも、事務局のほうで、それぞれの課題についてどのような局面やそれから人と人との関係の問題点、組織としての問題点、一応架空の事例を想定していただきまして、それについて委員の皆様から色々と御意見をいただいたところです。

今年度は、第1回目から第6回目、6回を計画していますが、次回より、この2つの課題についてどういうふうに解決に向けて、この委員会の意見をまとめていけばいいかという具体的な作業に入りますけれども、この第4回につきましては、第2回目の体罰や暴言、それから第3回目のいじめをテーマにして、もう一度第2回目と3回目の議論を思い起こしていただきまして、それぞれ今度は2つを合わせて共通する課題や個別に検討しなければいけない課題について検討いただければと思います。

資料についても第2回、第3回とまとめていただいたそれぞれの委員の御発言をまとめていただいた資料と、それから第2回目についての審議、第3回目についての審議について、色々と御意見をいただいたものをまとめた資料、事務局のほうから作っていただいております。第2回、第3回の資料ですね、思い起こしていただきながら、今日は自由闊達な御意見をいただきますと大変幸いに存じます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

(1) 協議資料について事務局説明

【藤田会長】

それでは今日は最初に、この協議会に進めるに当たって協議の資料を事務局から作成していただいておりますので、まず事務局のほうから資料全般についての説明をお願いいたします。

【須佐美学校教育部長】

～省略～

【藤田会長】

ありがとうございました。今事務局のほうから本日の協議資料について御説明いただきましたけれども、内容につきまして御質問・御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(2) 検討項目に対する課題や提案について

【藤田会長】

それでは、協議のほうにこれから入らせていただきます。

本日は、先ほど説明がありましたとおり、資料1をもとに協議を行っていきます。

事務局のほうで、第2回と第3回の教育行政審議会の提案や意見等を、第1回の教育行政審議会で示された検討項目ごとにまとめられています。検討項目が6項目ありますので順番に協議していきたいと思います。今回の審議会までは、提案や意見を拡散し、次回以

降に終息、まとめに入っていくように進めていきたいと思います。

前回まで御出席いただいて発言をしていただけなかった提案の部分や、意見等ございましたら、それについてもあわせてお話いただいて結構かと思います。

事務局のほうからも少し説明がありましたけれども、本日の協議会の流れは、それぞれ、全部で6項目ありますけれども、体罰・暴言とそれからいじめを項目ごとに合わせて審議をしていきたいと思います。

そのため、1項目、大体20分程度で協議をさせていただきまして、最初にこれまで御発言いただいた委員の先生方に、内容もチェックしていただいているかと思いますが、御指名をさせていただきます。

指名された委員の先生方につきましては、議論の中で御提案、意見を述べていただいた内容について再度御説明いただければと思います。その後、挙手にて発言をしていただく時間を設けたいと思います。

一つの項目は20分ですので、全部意見が出てこない発言をしていただけない項目もあるかもしれませんが、最後に30分ほど時間をとりますので、全体の総括のところで発言出来なかったところもあわせて、検討していただければと思います。

それではこのような手順で進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、このように進めてまいりたいと思います。

①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備

【藤田会長】

それではまず、検討項目の1につきまして、「体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備に関して」というところで、事務局のほうで用意をしております。資料の1に基づいて審議を開始させていただきます。

それでは最初に、平生委員のほうから御意見をいただければと思います。

【平生委員】

おはようございます。「体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備」というところで意見を述べさせていただきます。

最初に提案したときに、相談対応窓口を一元化出来ないかというところでお話をさせていただきました。現在、私どもは、事案ごとに関係する課に連絡・報告をしております。非常に丁寧に対応していただいているところではありますが、中には複数課にまたがる場合もあります。解決もしくは解決の道筋がはっきりしているものにつきましては、報告の際に他課と共有しておきますと言っていますが、事案が複雑であればあるほど、深刻であればあるほど、直接、それぞれの課に説明したり、もしくは集まっていたところで説明したりという現状です。

また、学校でこのような事例があります。教員と保護者の間において、何度双方に聞き取りをしても、言い分が食い違ってしまう。なかなか解決の道筋が見えない、といったことがあります。それぞれそう感じているという事実は事実ですので、なかなか折り合いが

つきません。結果生徒は置き去りになってしまうというケースがあります。管理職が保護者の方とお話をする場合、私たちは、中立の立場で保護者と話をしているつもりであっても、やはり保護者の側から見れば、身内の教員のほうをかばっているのではないかと思います。てしまわれるのも、無理がないと思います。

こういう場合、同じ話をするのであっても、外部の専門家の方がお話をされると、保護者の方が納得されることが多くあります。というかほとんどがそうです。

それは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターといった方々の場合が考えられます。

保護者の方に見ても、本当に心身疲弊するまで、学校と争うようなことをされたいわけではございません。本当に小さいことでも、学校について相談しやすい窓口があれば、心の中にやるせなさが溜まっていく、それが爆発する前に、心の中がうまく整理されていくのではないかなというふうに考えます。

私どもよく言いますが、学校は何でも相談してくださいと、遠慮なくおっしゃってください。そして、本当に相談していただくともありがたいというふうに思っております。でもそれは私たち側の気持ちであって、たまに私のところに親戚であったりとか友人であったりとかから相談がありますが、こんなことを学校に聞いてもいいのだろうか。というふうなことを相談されることがあります。本当に相談してほしいと、そのときには伝えませんが、保護者側からすればこんなことを言ったらクレーマーと思われるのではないかと子どもに何かあるのではないかとそういうふうな御心配をされます。

学校も保護者もどうしたらいいだろうと思った時点で、すぐに相談できる場所があれば、事態の深刻化を随分防げるのではないかと考えます。その窓口を設ける組織についてですが、今までもたくさんこの場でお話が出てきております。市長部局に新たな組織を設けていただくというようなことに関しては、私も同じ考えでおります。なぜならば、やはりちょっと学校関係と距離を置いたところにある部局のほうが、保護者の方にとっても相談しやすいのではないかという点からです。例えばですが、スキルを持った相談員の方が、話を聞く。聞いた時点で返せるものを返していかれる。返せないもの、その場で解決できないものについては、シートに入力して、一次対応チームで、これはどう対応したらいいかというのを考え指示し、振り分けていく。何度も専門家チームという言葉が出てきております。ＳＣであったり、ソーシャルワーカーであったり、弁護士、管理職経験者、医療関係者であったりと様々な専門知識を持った方がチームを組んで、すぐに学校に出向き、調査や対応をする場合もあると思いますし、指示を受けて、教育委員会の関係部署が動くという場合もあるかと思えます。

また専門家チームでケース会議を開いて、保護者または学校側と面談し、改善を指示するということもあるかと思えます。かなりの案件数になるというのは想定されますが、検討を重ねる中で、こういうことも考えていただけたらなというふうに思っております。

一旦、保護者の感情、それから色んなものがずれてしまいますと、(なかなか和解という

のは難しいものがあります。) 体罰等審議会で、例えば、適切な指導をしていたと判断されるケースであっても、何度も何度も当該教諭が聞き取りを受ける過程で、(教育や指導に対する) 意欲が低下していった、それが学校や生徒たちに影響していくというケースも実際のところ出ています。そうなる前に、保護者の相談先となり、専門的に判断御助言頂ける場所があればというふうに思っております。

また、そういう部署があれば、客観的な視点で、学校自体の改善点も指摘いただき、より適切に改善に取り組めるようになるのではないかとというふうに考えて意見を述べさせていただきます。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

事案の深刻さに合わせて、教員と保護者、あるいは学校との関係をどういうふうに築いていくかですね、内容そのものへの相談もありますし、どういうふうなところに相談していけばいいか、どう対応すればいいかというような課題も見えてくるかと思います。

保護者の立場からも、色々とケアを踏まえた上での対応の仕方等ですね、また相談の内容の深刻さ、しやすさ等も関係していくかと思えますけれども、どういうふうに包括的な対応していけばいいか御提案いただきましてありがとうございました。

続きまして、出川委員のほうから御意見ありましたらお願いいたします。

【出川委員】

私は、資料にあります「第三者が介入する仕組みづくり」ということで、少し説明をさせていただきます。全ての体罰・暴言、いじめなどの事例が該当するわけではないかもしれませんが、中には深刻なもの、深刻だと考えられるものがあるので、学校で起こっていることを、学校の中だけで解決しようと思ってもそれが相談者にとっては納得いかないとか、関係者ばかりだというふうに思われるということもありますので、中立的な立場で客観的に事実を理解してもらえたと思われるような第三者機関が必要なのではないかと思います。その機関は、相談から解決まですることが可能な仕組みで、そこにはある程度の権限が必要なのではないかと思います。ただ相談を聞くだけとかいうのであれば、納得できるような、最終的な解決には至らないのではないかと思います。なので、第三者が入る仕組みが作られたとしても、学校に意見を言える、介入できるっていう仕組みを提案したいと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

第三者の委員会で教育委員会の組織ですね、客観的な対応の仕方をもう少し考えていくというところでの御提案かと思います。

それでは、坪田委員にお願いしたいと思えますけれども、前回の審議会において、名古屋市の「なごや子ども応援委員会」についてお話を聞いてみたいとの意見が出てまいりました「なごや子ども応援委員会」について、少し情報を御提供いただきますとありがたく存じます。

【坪田委員】

リアルで初参加なので、緊張しますが、ありがとうございます。

「なごや子ども応援委員会」のポイントは外部の専門家ですが、常勤っていうのが1番で、手厚い体制に置いております。この委員会と言っても何か会議があるわけじゃなくて、こういう体制のことを「なごや子ども応援委員会」と言っていますが、学校に張りついていて、所属は子ども応援室という部署で、勤務場所が学校という形をとっています。

これチーム学校との関係では複雑ですが、あまり学校に溶け込み過ぎると、子どもが相談しにくいのではないかと、一応教育委員会から来ているみたいな。だけれどもフルタイムいるみたいなですね、ちょっと微妙な関係性がポイントかなというふうに思っています。

110校の全ての中学校に常勤で置いているというのと、あとソーシャルワーカーは、ブロック、これは16行政区が名古屋市ありますから、16行政区にいるということで、ソーシャルワーカーだと29人います。

それが、区役所の児童部門と併任発令を今年度からしまして、なぜ併任したらいいかっていうと早く情報がとれるっていう、これまでやっぱり同じ市役所同士の中でも、やっぱりこの情報は渡せるとか渡せないというので、出遅れがあったということで、早い段階から御家庭の事情が分かる、虐待があったかどうか分かる、って学校のいじめとか不登校の情報も早く渡せるという、これが早く救えるというポイントかなということなので、情報の早い共有と一緒に動くということを、この「なごや子ども応援委員会」はやっているという体制です。

もう10年経つ制度ですが、なかなか他の政令市がまねしてくれないので、これを契機に、熊本市さんもうどうぞという形です。

これが普及してくると今文部科学省は、スクールカウンセラーもソーシャルワーカーも3分の1補助です。それも週1、2回みたいな補助なので、それを名古屋のように、フルタイムで全額補助みたいなある意味教員のような定数化というようなものを本当はしていただくと、全国的に普及がしやすいのかなあと思っていますので、一緒に実績をつくっていきましようという気持ちです。

このカウンセラーの実際の動き、ソーシャルワーカー等の動きですけれども、まだ試行段階ではありますが、当然相談を受け、また授業観察して、あの子気になるという、あとhyper-QUとかを見て、ちょっと声をかけるとかですね、受け身だけでなく能動的に動くようにということや、朝から晩まで居ますからそういう事ができると。朝の登校の観察で気になる子もチェックするということなので、それが非常勤よりもやっぱりフルタイムの一つの役、機能が発揮できるポイントなのかなというふうに思っています。

あとスクリーニングというのをやっています、これは大阪府立大の山野先生というソーシャルワーカーの養成をやられている先生の御指導も受けて、結構細かい項目でちょっと学校は負担だという声もありますが、本当に健康の様子とか、その子の表情とかいろんなもののチェックポイントを決めて、スクリーニングで引っかかってといいますか、チェックされた子どもをケース会議というもので福祉の人も入って、一緒にこの子は大丈夫な

のか、もっとこういうふうにしないといけないのではないか、児童相談所につなげるぐらいの話ではないかというようなことをやっているという事です。

部局連携から言いますと、確かに教育委員会か市長部局かとなりますが、市長部局にも当然子どもの権利を擁護するような体制がありますが、どっちがあれではなくて、必ず間に落ちないようにある意味重なり合いながらやっていくというような事が、子ども青少年局というところがありますが、それが大事かなというふうに思っています。先ほどのような、区と、このソーシャルワーカーの併任体制というように非常にうまくいきだしているというのがあるのかなと思います。ただ欲を言えば、まだまだ体制が必要で、小学校にも常勤のやっぱりカウンセラーなどが必要ではないかと、幼稚園からではないかとかですね、いろんな議論を現在しているところでございます。

SOSの出し方って、自殺予防教育でも言われていますが、早い段階から、先生以外、親以外の人も頼れる、頼っていいというそういうマインドを持ってもらうことが非常に子どもを早く救えるのではないかというふうに思っていますので、そういうような早期化っていうのは早期に相談、援助希求能力を身につけてもらうということが今後のポイントかなというふうに思っています。

【藤田会長】

どうも詳しい御説明ありがとうございました。

名古屋市のほうで、今10年実績があるということで、この運営委員会のほうの説明をしていただきました。教育委員会からの派遣というので、それと区の児童部門との併任システムを運用しているということで、学校への早急な対応が可能ということですね。フルタイムで子どもたちの様子についても見ていただいて、それをチェックするような機能も、大阪府立大の先生に御指導いただきながら実績にぜひ移しているということです。

熊本市のほうでも、こういうシステムが機能すると、連携する事の意味・強さというのも出てくるかと思います。また引き続きこの協議会の中で御意見いただければ幸いに存じます。

それではしばらく時間がありますので、全体委員の方々から御意見いただきますと大変ありがたく存じます。よろしくお願いします。御発言の前には、名前を言われ、御発言されてから御意見をお願いいたします。結構御意見が出ていたかと思いますが、課題とそれから、提案とかですね、いろいろ関係してくるかと思いますが、比江島委員、もし良ければ御意見をお願いいたします。

【比江島委員】

いじめに対応するのにも、まさに今坪田委員がおっしゃった、手厚く対応するスタッフに、手厚い身分保障が必要だなというのが1番感じたところです。

私は児童精神科をやっているものですから、もし子どもが死にたいという子がいるけど、どう対応すればいいのかという、これはもう本当ひっきりなしに來ています。現在ここ数か月も満床で、ずっと運営している状況で待ってもらって、大人の病棟に瞬間我慢してもらっていいかと。それで納得してくれるなら、大人病棟で子ども病棟が空くの待っても

らうことも可能ですと言って、家族に説明をするというような状況です。

あと、スクールカウンセラーの身分と、スクールソーシャルワーカーの身分ではいろいろ見聞きするというか、うちからもスクールカウンセラーを派遣、いろんな学校にも派遣というか届出制にしてありまして、依頼があったらもうそれぞれの判断で受けていいということにしてあります。そうすることで、一応その常勤の身分は病院から、保険などもある中で、何とか仕事の合間で力になれないかと。そして、そこだと例えば緊急を要するというようなときには、もう病棟の状況とか我々のことが分かるので、これは外来につなぐとか、入院にもう繋がらないといけないというのはある程度判断がつくと思います。これは身分の安定しない方で病院に勤務してない方の場合、自分の感覚ではこれは緊急があると思っても、それを受けてくれるかどうか分からない。これはとても大変だろうと思いますね。

あと24時間いつでも対応を求められる。実際に出来ないことはもう我々から見ると当たり前ですけども、外来に来る御家族の要望とか、御家族がなかなか連絡しても対応してくれないとか、何曜日しかないと言われましたと。これは、家族というか保護者から見たら、ほっとかれている感が大きい。

だから、僕らはやっぱりスタッフの勤務状況とかどんな仕事を抱えているかが何となく推測できるから、全県にすぐに対応出来ないことはもう仕方ないとは思いますが、やっぱりもう子どもの様子がおかしいというのに、次の面接の予定が2週間先だったりするわけです。これはニーズに応えられないし、子どもの手当が遅れるということはある得るだろうと思います。ここ数か月、この1年の間に数件、既遂の事例があります。そのことは、我々は非常に力不足を感じざるを得ないですが、学校の先生方がしょうがないので、教員がずっと24時間ついていてというようなケースも何件も聞いています。市教委だけでなく県教委のほうからもありますね。

先日は前々回ぐらいから、市教委の校長会での研修、そのあと同じような研修が県教委でもありました。県教委ではですね、我々はスクールソーシャルワーカーの研修に入っていますから、スクールソーシャルワーカーが全員携帯電話を借りて、そして貸し出した書類を書いて、そしてどんな使い方をするかという、何かそういう書類を出しているところを目の前で見て、彼らの身分というのは非常に不安定だと。これで24時間携帯を持って対応を求められる。これはちょっともうむちゃくちゃな話だろうというふうに思います。やっぱりそれをもっと言えば、子どもたちに、滅私奉公する姿を見せるのは決してよろしくない。やっぱり子どもたちに自分の権利をちゃんと守っている人が、無理のない対応することを見せてあげないといけないのではないかなというふうに、そこも感じる場所ですね。というようなことで、非常に抱えている我々が感じていることは、とても今坪田委員から聞いてちょっと膨れ上がったものですから、やはり子どもの命に関わるってところには手厚い身分保障が必要なんじゃないかと思います。

さらに、その先には名古屋のケースは、ちょっと聞きたいのですが、愛知県はですね、県立の児童精神科、非常に勢力のある先生方が大勢おられるのと、幾つもの大学が、子ど

もの心の専門家が大量におられるというのを僕は知っています。実際に研修に講師に来てもらう愛知県の県立の先生などもおられて、医療と教育の間での連携など、何か工夫などあればぜひ教えてほしいなと思います。熊本県の実情を申し上げますと、子ども病棟を持った病院が3つありますが、2つが民間病院、1つは県立ですけど、県立はコロナ対応で病棟がコロナに転化してしまっているような状況です。ほとんど機能してないというふうにも聞きます。2つの民間病院はもうぎっしりで、どちらも連絡すると、何か月待ちになりますと言われるということで、向こうのほうのことは知りませんが、私はいろんな研修会で名刺を配るときに、実際に交換した先生からの、今も携帯電話とメールアドレスを伝えて、緊急の場合にはとにかく1回連絡いただければ考えますということで、予約のシステムから外れて、対応できるようにというふうになっている状況です。

もし愛知県で工夫などあれば、ぜひ教えていただければと思います。

【坪田委員】

簡単に。おっしゃるとおり愛知県は、医療職の養成するところも多いですし、また心理職を養成するところも多いということなので、先ほどの体制も名古屋がやりやすいというのは養成する体制があるから、実は専門人材が配置しやすいというのが1つあります。

あともう一つ、名古屋市立大学が、教育委員会所管ではないけど非常に連携を深めている中で、今年度からですけれども、子どもの発達を支援するセンターを作りました。

こちらは一応お金を支出する形で、ほかの部局も出していますが、それは何の為かっていうと、子どもの発達、要するに特別支援教育の充実という、もう一つは、近年のいじめの中で、加害者たる子どももかなり発達のいろんな悩みを抱えていると。

そういうのをやっぱり早期につかまないと単なる対症療法ではいけないということなので、加害者側の再発防止のための支援ということも含めて、そういうセンターが要るだろうということで、精神科医にも張りついて、児童精神科医も張りついてもらって、こちらにもカウンセラーもそれらと連携する形で、またスーパーバイズもそういう先生から受けられる体制というのをまた新たに作りましたので、そういうふうにちょっと色々と試行錯誤ですけれども、本当にまさに教育等の医療と重なり合わせることによって、さらに子どもたちを救っていけるし、早期対応ができるだろうというようなことで今、まだまだ始まったばかりですけれども、実績を積んでいきたいというふうに思っています。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。比江島委員のほうからは、病院のほうのスタッフの対応の現状を御説明いただきました。マンパワーの部分、それから一人ひとりの職員の身分の安定性の問題、それから子どもの権利を守るために、このスタッフの方々の権利をきちんと保障してあげることができるかどうかですね、その辺のところすごく大事な御意見かと思いました。

また愛知県の方の対応についても、この医療、それから心理、特別支援というところで、体制をしっかりと作って連携をして進めているということですので、この辺のところの充実の在り方もいろいろと考える際ヒントになるかと思います。色々と御意見いただきまして

ありがとうございました。

それでは20分ほど経ちますので、まだ色々と御意見いただける委員の方々は多分いらっしゃるかと思いますが、最後の30分のまとめのところでまたこの問題について、深く議論が必要であればまた御意見いただければと思います。

②適切な組織・人員、市長事務局や外部機関との連携・役割分担等の在り方

【藤田会長】

2番目の項目になりますが、「適切な組織・人員、市長事務局や外部機関との連携・役割分担等の在り方について」ということで、こちらのほうも、体罰・暴言への対応、それからいじめへの対応ということで第2回・第3回の審議で色々と御意見をいただいたところ です。それぞれまた一人一人御意見いただければと思いますけれども、まず中西委員のほうから、御意見いただけましたらお願いいたします。

【中西委員】

ありがとうございます。中西です。

私のほうからは、資料5のナンバーでいうと16番、いじめ防止対策推進法のお話を一言。ここに書かれていますが、もちろんいじめの定義そのものの話だけではなくて、法律の問題点というのが多々あるということは、これまで参考資料として日弁連の資料もお渡ししていると思いますが、その定義が余りにも広いということが、どんなふうに学校なり教育委員会に影響を及ぼしているのかということは、熊本市でもちゃんと検証しなければいけないなと思っておりますし、それから、もう一つ大きな問題は重大事態ですね。必ず調査をしなければいけないという重大事態が全国的には新しい統計で900件超えたという数字が出ておりますが、言葉を選んで発言しなきゃいけません、この重大事態の重大というのは本当に重大なケースばかりなのかというと、必ずしもそうではないのではないかな。

でも、逆に重大事態という言葉に引っ張られてですね、なかなかそれを判断しづらいという教育委員会サイド、学校教育委員会サイドの問題があったりすると思いますが、実際に私が関わっているようなケースでもやっぱり結果として、いじめがあったとしても、それが後からついてくるといえるのか、どうしてもその保護者対応といえるのか、そことの絡みですけども、問題がそこに集中するといえるのか、保護者対応に集中するってということが起きているように思います。

皆さんにお配りする時間がなかったのですが、最近、「みんなの教育技術」という小学館のサイトで見つけましたが、スクールロイヤーをやりながら学校の教員もなさっているという神内聡（あきら）さんという人の原稿ですけども、保護者対応が圧倒的に相談内容として多いという話と、そのトラブルを防ぐために教師に必要なのは、先生方に保護者が見ている景色を想像してほしいということですね。

カンヌ映画祭で賞をもらった「怪物」という映画御存じの方もいらっしゃると思いますが、学校の先生と保護者が見ている光景って全く違うという、それが描かれている作品で

すが、そういうことが強調されていて、同時に分かり合えない保護者って絶対存在するということ。教師であり、スクールロイヤーである神内さんがおっしゃっています。そのときにやっぱり弁護士を始め、そういう第三者の出番ですよと。

先ほど例えば市長部局に、第三者機関、相談窓口っていうのが必要だという話も出ておりましたけれども、この場合、ここで保護者の声をもちろん聞くのは当然だと思いますが、一方で、教員の声が上げられるような場がないと、やはりまずいのではないかと。学校対応が出来ないのであれば、もうその早い段階でその機関に移せるような相談をする場を、別の場に動かすというような、初期対応がやっぱり肝心なので、その辺のことも強調しておきたいと思います。これはいじめに限らない事だと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

重大事態の捉え方ですね、その意味の定義というのを、少し関係する方々の間でそれぞれの視点から検討していただく必要があるのではないかとということでした。

これについてはスクールロイヤーの話をちょっとしていただきましたので、村田浩一委員の方からもし可能でしたら、補足の説明をお願いいたします。

【村田晃一委員】

少し遡って、第三者側が入ったほうがいいという議論になって、私も個人的に思っていますけど、第三者がいいのかという前回ちょっと疑問も出しまして、普段の子どもたちと接していない人ですよ。だから、その人たちがこの問題に対応するっていうことで本当にいいのかっていうのをちょっと心配にもなりました。普段の子どもたちや親たちの姿を知っている現場の先生方のほうが、より彼らの発言の裏にあるものとか、その子の能力とか特性とかいうのが、予備知識があることで、正しい事実認識とかですね、把握とかが出来やしないか。第三者が全く知らない人が他所からやってきてそこで話を聞いて、適切な判断と調査ができるのか、大丈夫かちょっと心配にもなりました。けれど、その後いろんな保護者の方とか、学校の先生も聞いてみますと、第三者のほうが話しやすいという子どもたちも現にいるようなので、やっぱり第三者が入るということに意義はあるなど。それから全く予備知識がない状態で入ることの良さとかですね。先入観なしに色んな調査判断ができるということで、やっぱりこれ第三者が入る有益なことだなと思いました。

それから、今、中西先生からも上がったように、第三者が聞く時に、聞き取り対象に、普段を知る先生方を入れるといいのではないかと。その先生方から現場の先生方から普段の姿とかいうことの情報をもらいながら判断が出来ていくので、それいいのではないかなと思いました。

それで、その先に進んで第三者誰がいいかと。先ほど来弁護士は必ず入れたほうがいいという事にどうもなりそうで、私も同感ですけど、他人のトラブルで仕事をしていますので、トラブルには多くの弁護士が慣れているし、いろんな聞き取りをして、証拠を集めて事実認定をしてということを普段やっていますので、弁護士はやっぱり向いているなあという気はします。

ただ、どうしても法的な判断とかいうことをついでにしまう弊害も出てこないといいたくはないという気もしています。どうしても証拠によって認定をしていくという頭があるものですから。事案によってはちょっと法的な判断からいくと、その事実認定ちょっと甘いかなというところも、このいじめとか体罰・暴言とかの事案の中では少し違う尺度からも考えられるような体制がいいかなあと個人的に思っています。

次も問題として思っていることもここで上げてしまいますと、問題は機動性だと思います。弁護士に対応させる。理念としても良いと思いますが、機動性がないというのが一番大きいかなと。本業をやっていますので、その時間を割いて、いじめ事案対応、体罰事案対応に動いてもらいますが、時間が取れないという弁護士が多いというのが実態だと思います。逆に言うと、子どものこういう問題とかに興味関心のある弁護士ほどいろんな役を背負って、動きがとりづらいというのが実態。その機動性、時間を避けるかっていう問題があると思いますね。これの解決策のヒントとしては刑事弁護でやっている当番弁護士ですね。こういう制度・名簿を作って、「この期間はこの弁護士ちょっと備えといてくださいな」とかいう体制作りをするとかそういうことかなあと。

それから、次の問題は誰がいいかと。弁護士もいろんなタイプの弁護士がいますので、人選をどうするかという問題ですね。誰がふさわしいか、誰が引受けてくれるかですね。この辺は、ヒントとしては、弁護士会に子どもの人権委員会という委員会があるので、そのメンバー、それから熊本県はスクールロイヤーが始まっています。熊本県のスクールロイヤー引受けている弁護士たちが候補になってくれればなあというのを考えています。

それからもう一つ、現実的な話として、報酬の問題ですね。全くのボランティアでやるというのは、現実にはなかなか難しいのかもしれない。これをどういう仕組みを作っていくか、避けられない課題と思いながら聞いていました。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

第三者の委員会組織として、スクールロイヤーですね、弁護士の方々にも入っていただくというところで、本当に色々と重大な事案そのものにどう対応していくかっていう組織の在り方なり、その組織の関わり方、機能の在り方も問われるかと思いますが、実際に人に入っていただくに当たっては、弁護士の先生方にも色々と御考慮いただかなければいけないような点があるということですね。人選の問題であるとか、報酬の問題、それでも機動性持って早急に対応していただくような組織というのは多分必要だと思いますので、この辺のところ、まだ熊本市は実施に至っていないということです。どういふふうでこの問題を解決に向けて提案・明言していくかですね。その辺ところ、この審議会でもう少し議論させていただければと思います。

あと少し時間がありますので、ほかの委員の先生方からもし御意見等ありましたらお願いいたします。

色々学校側の課題等につきましては、須藤委員のほうから御意見いただいていたかと思いますが、何かこのテーマについて御意見ありましたらお願いいたします。

学校側のほうの問題として、具体的な課題等は何かありますか。

【須藤委員】

学校側の問題というと私たちが抱えている問題です。

やっぱり、本当に子どもたち、いろんな不登校や、いろんな悩みを持って、育ちの中のいろんなつまずきや抱えている子どもたちがいっぱい居ます。できるだけ寄り添って話を聞いています。先日も、夕方、外国籍の保護者の方がちょっと困って相談に来られて泣きながら話をし、学校も対応しました。とにかく話聞いて対応しておりますが、先ほど先生方も本当おっしゃっていますが人がいない。それと、時間外になることが多いです。やっぱり保護者が夕方までお仕事されていますので、家に帰ってきてから子どもの話聞いて、それはどういうことなのだとということで、相談に来られるってということで、どうしても時間外対応になってしまう。

それを、比江島先生が言ったように、「今日は時間外だから出来ませんよ」なんて言ってしまうとやっぱり寄り添った対応には無くなってしまう。そのジレンマはずっと抱えています。

だから、本当に先生方がおっしゃっていただけるのはありがたい。人材が1番お金かかるので、これがなかなか財政的に厳しいとは思いますが、そういうふうな対応が出来たら救える保護者、救える子どもたちが、少しでも出てくるのではないかなと思っております。なるべく対応していますが、我々の専門的な知識というところもまだ勉強しなきゃいけないと思いますが、本来の私たちの業務では、考えてみると無いのかもしれない。分担したほうが、私たちは、学習を教える、子どもたちの知識・理解とかそういう思考力とか表現力とかそういうのを高めることが主な仕事ですので、そういうところでもお力をいただけると、ありがたいなと思っております。

【藤田会長】

ありがとうございます。学校側のほうの課題を説明していただきました。

どうもありがとうございました。

もう少し時間がありますけれども、ほかの委員の先生方から御意見等ありましたらお願いいたします。はい。比江島委員からお願いします。

【比江島委員】

須藤委員から出たタイムリーな御相談という件で、私の発言の中で、いつでもすぐに対応しないといけないというふうに受け取られたかもしれないなと思ひまして、目の前の自殺が切迫したところではそうですけれども、親御さんに教師が伝えるということを24時間できるっていうのは多分、構造的に無理だと思います。

ただ、輪番とか交替制とかで情報だけ取りあえず承りますと、具体的に何かを出さなくても、情報だけ受け取りましたということで、ある程度そこは次の約束をしましょうっていうのでいいのではないかなというふうに感じております。

ちょっと誤解を与えたかもしれないと思ひまして補足しました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

病院側のほうの対応の仕方ですね、学校の事情に合わせての説明をしていただいたかと思えます。ありがとうございます。

そのほか、御意見等ありましたらお願いいたします。

はい、坪田委員お願いします。

【坪田委員】

先ほどスクールロイヤーで、私も前々から研究しているから悩ましいですが、どれだけ学校に張りつけるかとか、多分その度合いによって機能というか役割が違うのかなあというのを今感じまして、確かに忙しいのにそんなに学校に、うちのカウンセラーのように、朝から晩まで張りつくと報酬額も含めて大変なことになるのだろうと思っていて、だからそういう役割もたまにでもいいので、事柄の整理っていうかですね、法的整理、保護者が自分の子が一番やったってここまで要求してきていますと、学校はそこまでするあれはないと思っているけどする必要があるのかとか、あるいは加害者のほうが、証拠がないのに、なぜ私の子どもを疑うのだと言ってきているとか、そういう様々な事柄を、多分いろいろとお仕事の経験から当事者のいろんな立場を整理して、法的にはどこまでやる必要があるのか、やる必要がないのかってことを学校にアドバイスするだけで、かなり事柄は、こんがらがる前に防げるのかなというような気がしたので、何かそういう役割をどれだけの所管する学校で手厚くできるかっていうのがありますが、考えていくあれなのかなあという感じでした。

あともう一つは、全然違う話題ですけど、前から気になっていましたが、この暴言等の等は何だろうってずっと思っていてですね、名古屋の場合、子どもが1番傷つく、また悩んでいることって言ったら、実はいじめもそうですが、それよりも実は成績とか進路とかっていう、こういう素朴なことで結構悩んでいます。先生からすると悩む暇あったら勉強すればいいじゃないかってあっさり言う話かもしれませんが、やっぱり高校入試などが気になって、先生の一言が、何か内申書に響くのかなとか、だから別に暴言ではないですけど先生からしても、「こんなことやっていると行きたい学校行けなくなるぞ」というような普通に励ます意味っていうか刺激あたえる意味で言ったことにすごく傷ついているっていう子どもがいると思っているけど、その悩みを多分相談しようにも自分が悪いのではないかと親にも先生も言われそうな話ですよ。

だからそういうことを抱えているので、そういうことは誰に相談したらいいのだろうかみたいですね。だから、成績の伸ばし方みたいな単純なことを相談するところが、実は学校にはなかったりすると。勉強法とかですね。

だから、子どもを傷つけているものというののもちょっと前から気になっていましたので、そういうことも含めてちょっと広く考えたほうがいいのかと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

これは少し、最後の30分の議論のところで整理させていただければと思います。

事務局のほうも少しこの暴言等の等の取扱いですね、第2回目の審議会で議論をしていたところですけども、この等に関わってくるいろんな問題点ですね、どこぐらいまで審議の範囲に含めていけばいいかですね、少し御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは一応、20分ほど経過しておりますので、3つ目のほうの審議事項のほうに移らせていただきます。

③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実

【藤田会長】

検討事項の3つ目は「保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実について」ということです。これについても、体罰・暴言に関する審議2回目といじめに関する審議第3回目で色々と御意見をいただいたところです。この中で、色々と積極的に御発言をいただきました先生方もいらっしゃいますので、まず、御意見をいただければと思います。それでは、まず初めに富永委員から少し御意見等いただければと思います。

【富永委員】

富永でございます。

学校でトラブルや個人的な悩みを抱えた子どもたちの中には、こじれるケースとか、解決が長期化する子どもたちも居て、それで心身が傷つき大変なことになるということをぜひ防ぎたいと思っています。

今、熊本でも坪田委員がおっしゃったように、援助希求力を上げるとか、そのシステムを整えるということで、1人で悩まずに相談を促して電話だったりメールだったりラインだったり、相談のツールを増やしていらっしゃると思います。

それにも関わらず、子どもが言うのを躊躇したり我慢したり不登校となったり孤立するケースが後を絶たないのはなぜかと考えたときに、私が出会ってきた児童生徒さんの多くから聞いてきたことはですね、大人に言ってもちゃんと聞いてくれない、自分の話を信じてくれない、自分にも落ち度があると叱られる。言っても大人が言われたほうが困るのではないか、自分が思うような解決方法とは違う方向に行くのではないか、返ってこじれてしまい大事になるのではないか。そういった様々な不安や諦めを聞いてきました。

それは、子どもたち自身の経験則や自分や友達の状況を見てからの経験から出る感覚だと思います。まずはその不安や諦めを軽減する取組が必要だと思います。

今までは、こうしなさいみたいな子どもにアプローチしてきましたが、大人が積極的に子どもに近づいていくという事が必要じゃないかなと思います。

そこでまず提案しますが、子どもにとってリアルで身近な学校の教職員の皆さんの中から、子どものために働くチームを作っていただくと。そのチームの構成員は教頭先生、学年主任の先生、その学校の規模や体制によって変わりますが、そういう先生方プラス養護

教諭、スクールカウンセラー・SSWの方々に加わっていただくと。被害児童を守る、それがベースにあることは言うまでもないですが、そのチームの構成員の皆さんに、子どもの心理発達や、メンタルヘルスやエンパワメントの関わり、子どもの人権、福祉的な視点など、幅広い研修の機会を得ていただいて、対人スキルをなお一層上げてもらって、そのスキルを徐々に学校内で共有していただければ、学校全体のスキルもより上がっていくのではないかなと思います。そのチームの存在を、ちゃんと子どもたちに示しておく、もし学校が安心な場所ではない場合や何か困り事があれば、まず担任の先生に言ってもいいと。

でも担任の先生以外でも、学校にはこういう子どものために対応するチームがあるので利用してねと伝えておくと。子どもが学校に関わる大人が、子どもの役に立ちたいと思っていると感じるようにしていくことで、子どもが相談したいと思ったときに、相談につながりやすくなるのではないかなと思います。そのチームの存在は集会でアピールするとか、1クラスずつ回るとか、部活動に挨拶に行くとか、勤務時間の制限があれば、YouTubeとか映像で周知する方法もあるかなと思います。そういうことをしていくと、子どもたちの話の中にいじめる側として名前が出てくる子どももいるわけですが、そういう子どもにもそんなつもりじゃない行動だったら、いじめと受け止められないような自分の気持ちのあらわし方を、今後一緒に考えようということも伝えます。

加害行為を防止すること、そして行動の変容につなげるということは、被害者を減らすということにもつながると思います。ただ、それでも解決しないということであれば、そのチームは学校以外の人たちにも力を借りますということを、見通しとして言い添えます。そのためにも多職種の横断的な支援チームが必要になってくるかなと思います。その人たちが全部のケースに関わるのではなくて、より重篤で解決が難しいものだけ関わるということですね。そういう仕組みを子どもたちに感じてもらう、見せるということで、SOSが出しやすくなるのではないかなと思っています。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

子どもたちがSOS出せる環境をつくるということで、子どもたちは子どもたちの経験からしか色々と言えないという、その中に不安なことや諦めているようなこともひょっとしたらあるかもしれないということですね。子どもたちに伝えるために、まず学校の中で、子どものために色々に対応していただく先生方、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々にも入っていただいてチームを形成して対応していただくと。さらに、その役割等を子どもたちの身近な集会で伝えていただくと。それでもなかなかうまくいかない場合に、その対応の仕方を子どもたちに、加害の可能性のある子どもも、被害の子どもたちも含めて説明をしていただいて、子どもたちが安心できるような支援の体制を整えていくということですね。色々大事なところを指摘していただいたかと思います。ありがとうございます。

続きまして、村田模委員のほうから、少し御提案いただければと思います。

【村田慎委員】

村田です。私のこの意見というのが、いじめの項目にあります。全般を通しての意見になるかなと思います。

今お話もありましたけれども、子ども側のお話で、今度自分としては先生側のお話をちょっと御意見したいと思いますが、例えば、先生たちが自分たちにとって不適切な指導をしたと保護者側が思うとき、あるいは自分たちに対して納得いく対応をしてもらえなかった場合に、自分たちの正当性が認められるまで理不尽なまでに追求し続ける方っていうのが出てくると思います。

例えば、絶対この人はもう担任を外して下さいや転校させて下さいとか先生を異動させて下さいとか行き過ぎていくと、どんどん保護者側が脅迫とか強要に近いことをおっしゃる場合もある。

ただ、その先何を求めているかっていうと、自分たちが正しいと言ってもらいたい。ただそこにいつまでも、学校の先生方が対応し続けたら、以前上田委員もおっしゃっていましたが、子どもってすごく大人をしっかり見ていて、今相談とか先生に声かけたらいけないとか、こんな話したら今忙しいって怒られるとか、そういうふうに子どももすごく気を使うので、そうすると子どもたち自身が、みんなが安心して授業を受ける環境とか権利っていうのはどんどん程遠くなっていくと思います。

今までも色々御意見もありましたけれども、まず自分は教職員や先生方が安心して働ける環境であること、このことは子どもたちが安心して学校に行ける素地となると思っています。

ここは今までの第三者の介入っていうのにも繋がってくると思いますが、ただ学校の先生のお話を聞いてみますと、自分たちはどこに相談したらいいか分からないとおっしゃる方がいます。精神的にも、色んな言葉、負の感情を浴びて大分精神的にもきついですが、学校内の管理職の先生や同僚の職場の教員仲間にと、スクールカウンセラー、学校内の人達には話しにくい。プライバシーは守られているだろうけども、同僚に知られるのではないかと、ほかの様々な事案が優先されて、自分の話は無かったことにされるのではないかと、そういう事がどうしてもあって、最終的に教育委員会になったときに、教育委員会のどこに誰に相談したらいいのか分からないっておっしゃってました。だから子ども達や保護者が相談できる環境というのは今色々声が上がってきていますが、先生方自身が安心してSOSを出せる環境というのは、もっと増やしていくことが大事なんじゃないかなというふうに感じています。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

子ども・保護者以外に学校の先生方ですね、教員を支援する体制ですね、学校の中での生活、当然先生にとっても、安心安全な環境というのをきちんと保障してあげるということとは大事かと思っています。

それらも含めて、また学校の中での対応、それから学校の外の機関の支援を受けた中で

の対応の仕方ですね、包括的な支援の在り方っていうのが求められているかと思います。

それでは、上田委員、もしよろしければ少し御発言お願いします。

【上田委員】

上田です。私は、皆さんのように具体的な提案を出来ていませんし、私がこれから話すことで、そんなことは分かっているとか、もうやっていると誤解してしまうかもしれないので、そのときは聞き流してもらえると助かります。

私が、学校の発想を転換して完璧な状況、状態を作るのではなく、子どもの力を生かす、助言をしてほしいという物を言ったのですが、理想を求める向上心はとても大事だと思います。でも、子どもたちと接するのもまた人間で、西村さんが前回おっしゃっていたとおり、人は自身が経験してないことを理解するのは難しいです。その人たちに完璧を求め過ぎても、期待と失望の繰り返しだと思います。学校というところに、教室に生徒全員がそろって、みんな同じ時間に同じことをして、決められていることを淡々とこなしていくという、それが当たり前とされていて、その当たり前が、生徒はもちろん、先生方の負担にもなっていると思います。私は個人的にそれに違和感を持ち、息苦しい窮屈な思いでした。

その子どもの力を生かす助言という私のこの発言を通して、具体的にどういうのか聞かれますと、まだ考え中ですがしか答えられません、生徒と教師の信頼関係を、今大事にしようと各学校でされていますが、信頼関係をもっと教員同士だったり、教員と保護者だったりと広げていければなと思っています。

保護者の相談しやすい窓口に関してなんですけど、保護者が相談すると聞いて、論理的に話せる方もいれば、何をどこから話せばいいと戸惑いながら話される方もいると思います。もちろん、言葉を選ぶために体力も使いますので、相談の窓口を設けたから、いっぱい相談してもらえというわけではなくて、その相談のしやすさで言うと、相談される側も、一気に情報が入ってくると思うので、状況をつかむのに精いっぱいになると思います。なので、学校側でという事ではないですが、日常から、病院でいうカルテのように、生徒の情報は多分学校側にそろっていると思いますが、生徒と同じく保護者やその家庭の状況を、カルテのように保存して、常日頃からその家庭の状況が分かるようにしておけば、もう少し教職員の方たちも対応するときに、想像しながら対応ができると思います。

なので、今までの学校は、教育者で成り立っているという固定概念から、教育者、教員の方と、プラス福祉の関係者のこの二つで構成されているという概念に移り変わっていければなというふうに思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

なかなか言葉に言いあらわせないよどみの部分も多分ありますが、経験を越えたところでの対応について考えることの難しさみたいなものは、すごくやっぱり大事だと思いますね。子どもたちの立場に立ったときに、それをどういうふうに酌み取ってあげるかっていうのは、常に、私たちの大人側も考えていかなければいけないなと思います。

そして、信頼関係の事もおっしゃっていただきましたけれども、生徒と教員だけではなく

て、教員同士また教員と保護者との関係、その中で少しずつ蓄積されるものが、言葉によってできるのか分かりませんが、相談のカルテのようなものを学校のほうで保存していただいて、それをいつでも対応するときに必要な道具立てとして使えるような準備もひょっとしたら必要になるかもしれないなと思います。

色々と発言いただいたことを、どういうふうに結びつけていけばいいか、学校のほうの対応の仕方、それから学校の外側にある第三者の相談機関、あるいは市教委のほうの対応の問題、色々と連携した課題に繋がっていくかと思います。

もう少し時間がありますので、もし御意見ありましたら、あと1方ぐらいありましたら、お願いいたします。はい、お願いいたします。

【森委員】

公募委員の森です。ありがとうございます。先ほど、富永委員がお伝えされた子どものためのチームっていうお話でちょっと一言つけ添えたいなと思います。

私ですね、そもそも問題を解決しようとしなきゃいけないって当たり前を捨てることも大事だと思っています。今、上田委員もおっしゃいましたが、やっぱり子どもたちって、ただ聞いてほしい、ただ受け取ってほしいということも多々あります。この体罰とかいじめっていう本当に現実に差し迫っている状況のときは、そういう状況ではないこともあります。そういう時に本当に相談してくれると信頼してくれているからであって、やっぱり私たちみんなのために子どもたちのために頑張っていますよって示されるだけでは、子どもはやっぱり信頼しません。実際話して、良いことがあるということが見えないと話してこないです。

私、この委員に公募したきっかけの女の子が1人いて、中学校3年生のその当時不登校の女の子ですが、朝が起きられなくて、ちょっと病気で。だけどやっぱり学校行けない、でも学校の授業を受けたい、オンライン授業を受けたい、でも駄目って学校に言われたっていうところもあって、私その事がきっかけで、やっぱりこのままの教育の状況じゃ良くないなと思ってこの公募に応募しました。その事をこの前、その話をさせてもらって、「私、あなたがこうであったからこれに公募して、もし変わるか分からないけど、熊本の小中学校の環境が変わったらそれはあなたの力も一つあるかもね」って、話をしたときにその子が何て言ったかっていうと、「先生とか自分の親御さんみたいに、子どもの話をちゃんと聞いてくれて動いてくれる大人がいるっていうことを知れただけで私は良かった」って言われました。これが本音なのだとすごく思って、やっぱりどうしても問題あると解決しなきゃいけないと大人は思います。ただ愚痴りたい時だってあるし、子どもが本音を受け取ってもらい、受け取ってくれるので安心するから相談できるっていう、その根本的な信頼的な話をやっぱり忘れてはいけないなと思いました。

なので、その時に、何で私に話してくれたかっていうと、私はただ聞いて、それいいねってずっと言っていただけで、別に一緒だから出来たことを私はやっていたわけではないです。

なので、それがチームの先生ができる。だから、対人スキルとかもちろんコミュニケー

ション力とか大事ですけど、人の話を傾聴できるっていう根本的なことが、やっぱりちょっと今の大人には欠けているなと私はすごく思っていて、どうしても解決しなきゃと思うからですね。そこを何か意識してそういうチームになっていたら、物すごく子どもたち安心した話ができるのではないかなと感じました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

どうしても大人の運営と協議の内容というのは、目標を定めて、それに効率よく向かうためにはどうすればいいかという方法を考えがちですけども、子どもの側からすると、本当に話を聞いてくれる大人がいるという事だけで、かなりそこは子どもたち自身も救われる部分もあるのかなというふうに思います。

子どもたちの方の視点から、少しやはりこの協議会のほうで検討する事項ですね、もう少し具体化していければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、一応前半の時間ですね、予定のとおり1時間ほど経過しましたので、15分ほど休憩時間をとらせていただきます。11時過ぎちょっと過ぎぐらいから、再開させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

— 休憩 —

④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実

【藤田会長】

それでは休憩時間が終わりましたので、後半の審議に移らせていただきます。

最初に、4番目の項目になりますが、「再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実について」ということで、こちらのほうも第2回・第3回の審議でかなり多くの意見をいただいたところです。

まず初めに、部活動等の対応等での御意見もあったかと思いますが、オンラインで参加の南部委員、御意見いただければと思います。お願いいたします。

【南部委員】

私の立場としては、これまで体罰暴言の事案からいじめに関する非常に重大な事案に関する調査委員会等を務めてきた経験からちょっとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

これらの私が関わってきた事例というのは本当にいじめや体罰の事案です。どうしようもなく、保護者対応がうまくいかなくて、こじれにこじれてしまって、それどころか問題発覚後も学校や教育委員会がちゃんと対応しなかったのが、新たな被害者、これ暴言体罰に関してですが、問題教員の問題行動が止まらなかったのが、生徒が自死されてしまったっていう事態になった事案ですが、こういった事案に関わってきた立場からお話をさせていただきたいと思います。

再発防止や事後対応の指針という話になる前に、絶対何があったかっていうことの完全

な説明は不可欠であるというふうに思っています。そのためには、学校外第三者による徹底的な調査が必要になるということを感じています。徹底的な調査を行いますと、当然調査報告書が出されることになります。ただ、問題教員や加害とされている生徒や保護者、そういった調査報告書が出されたとしてもその内容を読む機会ってないのです。ということは、ずっとその重大な問題に対しての当事者性を持たないままに、何となく事後対応ということで、何とか被害者との間に入って、研修を受けたからよしとしようみたいな、そういう方向になってしまいがちであるということを私はよく見てきました。

ここに書かれている内容としては、教員研修ということになりますけれども、問題の教員がちゃんと自らの問題行動と向き合えるような研修になっているということが絶対に必要だと考えています。自らの問題行動というものには、当然その先生の問題行動の要因となっている困り感とか、様々なものがあると思いますけれども、そういったものに直面させて、きちんとどうしてこういう問題が起きたのかっていうことを考えて解決していくっていうような研修でないと意味がないというふうに考えています。しかしながら、様々な教員研修が行われてきたのを見ていますが、非常に一般的なコンプライアンス研修みたいな、そういう内容がほとんどなわけです。やはりきちんとその問題に対処したという事を、被害者側の人が納得できるような、そういう研修のプランニングが必要であるというふうに考えています。

それと、それらの重大事案に共通しているのが、問題を起こした教員、それから児童生徒ですね。そういった人たちが一回問題になった、それで保護者が非常に怒っているとなると、保護者と絶対対面させないような対応をします。これは様々な形で、怒っている被害側の保護者と対面してしまうとこういう事態になってしまうとか、それで安全配慮義務とかそういったものでまた問題になってくるとか様々な理由があるとは思いますが、やはり被害者側の感情からすると、本人による被害者に対する説明と、それから謝罪って、セットで不可欠であるというふうに考えています。こういった対応がないために、そういった加害側の教員など、そういったものを守るような体制に学校がどうしてもなってしまうことによって、被害側が非常に不満を持って、結局不信感を抱き、クレーマーのようになってしまうっていう、そういうことをよく見てきました。

それからいじめに関してなんですけれども、やはり加害側のほうも様々な言い分があるということで、結局被害の側が訴えている内容、そして加害側の言い分というものが対立することが非常に多いという事で、結局その両者の話し合いをさせないっていうような事もとても多く起こっています。全員が納得できる対応っていうのはすごく難しいと思いますが、そのためには、やはり事案に関して、両者がとことん話合う必要があると思います。やっぱり感情的になっている保護者、当事者と対面させるっていうのは非常に厳しいようでしたら、例えば学校だとか教育委員会が間に入ってという事で、お互いの言い分はきちんと出し合うということも大事だと思います。

それから先ほどのテーマに、ヨーロッパやアメリカと比較して、被害者・加害者共にカウンセリングに対する敷居が高いという御意見が出ていましたが、まさしくそのとおりで

して、やはりいじめ事案だと、加害側と被害者両方にカウンセリング等を受けて、きちんと気持ちを受け止めた上で、この問題がなぜ起こったかっていうことを掘り起こすっていうような作業はすごく大事なんじゃないかなって考えています。

それ以外にも、部活動に関しては様々なありますが、これ読ませていただきますと、余り部活動を想定していないようなので、とりあえず私からは以上とさせていただきます。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

体罰暴言とそれからいじめのそれぞれの観点から御意見いただいたかと思えます。

教員自身がきちんと問題と向き合っているかどうか、そして、そこでどういったような反省や改善に向けての意志・試みが見られるかですね、それが被害者側にもどういうふうにきちんと伝わっていくか、その辺のところの手續の重要さというのを御指摘いただいたかと思えます。

それから後半のいじめのところでは、加害・被害相互の意見交換ですね、そこにお互いにカウンセリングを対応していただいて、そこで出てくるような意見ですね、交流といったものをきちんと保障してあげるというところも、十分考慮しないといけない御意見かと思えました。どうもありがとうございました。

続きまして、また違う観点から、それでは西村委員のほうから、少し違う観点のほうから御意見いただければと思います。

【西村委員】

保護者代表の西村です。

保護者代表ではありますが、教員という立場でもあります。日々、様々な出来事が学校で起こり、奮闘している同僚を見ている。その中では、子どもたち、御家族に伝えることはいくらでも、様々な配慮や心温まる指導や支援をたくさん見てきております。ただ、私たち教員も全ての人生経験をした後に教員になっているわけではありません。まして、深刻な事故・事件に遭う機会は、一生に一度あるかないかです。しかし、プライバシーとかが関わることで、なかなかその深刻な事例が共有されていないと感じています。交通事故でさえ、ヒヤリハットに学びます。また、災害があれば、起きた災害のことを検証します。同じ命に関わることなのに、なかなかそこが検証されず、共有されていないということを感じております。子どもが、死を選択する時というのは、私が幾つか知っている事例の中で、ある状況や条件が重なった時に起きるというふうに感じています。命の事なので、最初に皆さんの心にとめておいていただきたいと思いますとお話ししています。

学校側はちょっとしたトラブルだと思っても、1対多数の事案トラブルや、学校に相談したのに、解決の見通しが立たない。その絶望感を子どもが感じた時に、子どもは死を決意します。その決意した時には、もう子どもはSOSを出しません。

事例をもとにお話ししたいと思います。2018年の熊本県であった高校生の自死事例ですが、クラスでとてもつらい状況になり、そのまま帰宅したいと訴え下校し、自死され

たというような事案がありました。一方で、現在うちの事案ですが、これはもう息子が生きていくという意味が現れたから言えることですが、学校で試験の別室受験がかなわなかった、先生と言い争いになった後に学校を飛び出てしまいました。すぐに、私は電話連絡を受けました。学校の先生方が探されました。息子は、死のうと思ったけれども、血を見て死にきれず、制服を切り裂いておりました。先生方は、その夜、家庭訪問されて、本人にも会われました。本人は、もう絶望したということを書き残していました。で、死に切れなかったと。でも、ここですぐに連絡をしてくださって、子どもにその日のうちに会ってくださったからこそ、うちの息子は生きています。うちの息子の事例が先です。このことが共有されていたら、1人の子どもの命は変わったのかなと思っています。

それともう一つですが、学校が関わってから大体亡くなります。亡くなる事例が多いことを、私は知りました。話合いです。話合いと謝罪です。結局、表面的にはうまくいったかに見えても、子どもにとっては、もうそのあと、自分に居場所を感じられない、これは解決出来ないと思った時に生きていることではなく、この苦しみから逃れることを選びます。

2013年の事案です。その子は、学校の寮での話のことで、加害側の1対多数の話合いの後、2学期が迎えられませんでした。私は、こういう事例があることに気づいてほしいということを、県のほうに訴えていましたが、その最中にというか、数日前に、また月曜日が迎えられなかったお子さんがいました。安易な話合いの仕方ではいけないということを、どうして共有出来ていなかったのか。そこから学んでいなかった私たちというものに、とても反省しましたし、私自身、誰かにこれと言ってもらおうと思っては伝わらないし、伝えなければいけないと思って、今ここでお話をしています。

しかし、学校の先生というものは、本当に日常のことでいっぱい입니다。だから、この話合いと謝罪のところから、命を亡くさないための支援というものを、外部の方々、今ここにおられる先生方の知恵をいただけたらと思います。もちろん、子どもたちの中で起きるトラブルの多くは、お互いに反省するところもあり、それから、子どもを置いたまま保護者同士のトラブルに発展することも多々あると思います。でも、起きることの中には、命にかかわることもあるということを知っていただく事と、命を守る瀬戸際のところで、どう対応するかという事は、私たち大人、また学校、子どもたちを見守る者全てが共有していく事だと思って発言させていただきました。

すいません、長くなりました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

なかなか事案そのものの持っている深刻さとかですね、重大性みたいなものも関係していると思いますけれども、なかなか情報が共有されないという難しさみたいなところが色んなところで問題を引き起こすきっかけになっているという事ですね。

2つほど御意見いただきましたけれども、学校に相談しても解決の見通しが立たないことへの絶望感みたいなもの、あるいは、苦しみから逃れたいという気持ちですね、そうい

った被害者の子どもたちからの見方・考え方ですね、そういったものをもう少し真摯に受け止めて検討していかなければいけないのかなというふうに思いました。

形の上で謝罪をするというところで伝わるメッセージというのは、本当に無いと思いますので、どういうふうにそれを、学校が、教員側がどういうふうにそれを受け止めていくか、また、加害・被害の関係にある当事者の間でも、どういうふうにそれを受け止めていくか。少しでもそこに関わる問題を、生きる意思という言葉を使われましたけれども、それに触れるような議論ができることがこの協議会に求められている課題かなというふうに思います。

どうもありがとうございました。その他御意見がございましたら、もう少し時間がございますのでお願いいたします。

はい、須藤委員お願いいたします。

【須藤委員】

簡単に言いたいと思いますが、私はやっぱりその学校にどういうキーパーソンがいるのかっていうのはとても大事だと思います。特にキーパーソンは、やっぱり管理職ですよ。教頭校長っていうのも、そこへの理解が福祉的なもの、精神医療的なもの、色々あると思いますが、とても大事だなと思います。それと、教育委員会との連携ですね。その部分に置いても、研修の内容、管理職への資質能力の向上、最近そういう研修は非常に教育センターも入れてくださっています。カウンセリングの研修とかですね。そういうのも有難いなと思っておりますので、現場と学校とまた外部組織の専門家の比江島先生なんかにもお願いしておりますので、これからも進めて行っていただけたらと思います。とてもキーパーソンを育てるっていうのは大事ななって思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

学校側のほうの事情に合わせて、お伝えいただきましてありがとうございます。

そのほか、御意見等ありましたらお願いいたします。

【森委員】

公募委員の森です。

私からちょっとテクニックみたいのところになってしまいますが、先ほど比江島委員のほうから、たくさんのスクールカウンセラーさんが、たくさんの事例に対応されているとお話がありましたが、そこを踏まえて、せっかく集まったデータ、いろんな、例えば先ほど坪田委員からもこの名古屋での話とかありましたけど、例えば質問紙とか、お子さんの状況を把握するようなどという事例が多かったのかとか、お子さんにどういう背景があったのかとか、そういうデータを統計処理してきちんと研究する人が、第三者委員会とかに必要ななと思っていて、それはどうしてかということ、私は慈恵病院に勤務していますが、数年前ですねコロナの時期に、すごく妊娠の相談が増えました。その相談をきちんと解析して、そうするとやっぱり高校生とかがすごく多いところの方が分かって、それを病院のほうから発信しました。その発信した事で、やっぱり皆さんに情報が伝わってすごく

広く知っていただいて、やっぱりコロナ禍に、こういうことが問題として出てくるとい
形でやっぱり世の中に浸透していくわけです。せっかくデータが集まっても、そこをその
ままにしていくと結局根本解決にならないので、ずっとみんなが疲弊していかないといけ
ない。そのために研究ってあるのだと私は思っている、そのデータベースじゃないで
すけども、やっぱりこの困った時にこういう時、どう対応したらうまくいったかなという
成果事例報告であっていいと思いますが、そういうものがちょっと個人情報の問題もあ
りますけれども、せっかくそのたくさん対応していただいている方の頑張り損みたいにな
らないように、そういうものがあるとやっぱり再発防止という意味ではすごく良い役割を
果たすのではないかなと。やっぱり人間って先人の知恵から学んでいく動物ですので、そ
ういうことを考えてもいいのではないかなと思います。それを世の中に公表することで解
決するということもきっと出てくると思うので、そういう組織をせっかく作るのであれば、
統計とかを研究とかしてくださる方がいらっしゃるというふうに思いました。

【藤田会長】

どうも貴重な御意見ありがとうございました。

大学でも常に求められているのは、改革に向けてのエビデンスをきちんと出すという事
と、そのエビデンスをどう分析して、これからの経営に役立てていくかというところで、
同じようにこの問題についても、かなり深刻な問題がその背景に見て取れますので、教育
委員会や、市の行政機関の中にもきちんとこういうものを分析していくようなIRですね、
所属機関の研究データをリサーチして、それを色々と教育行政の改善に向けて役立ててい
くような部署というか、センターみたいなものがまたあると、そこからのデータを基づい
た示唆を、直接この体罰暴言、あるいはいじめの問題に結びつけて、改善の方策をより具
体的にエビデンスに基づいて提案できるといいかなと思います。

⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化

【藤田会長】

それでは少し時間が少し過ぎましたので、5番目のほうのテーマに移ります。5番目の
ほうは「教育委員会・学校管理のマネジメント・危機管理対応力強化」というところで
ね。これについては、かなり専門的な知見から御意見をいただいておりますので、まず、
青木委員のほうから御意見いただけますと、ありがたく存じます。

【青木委員】

青木でございます。では、発言をさせていただきます。

この件につきましては、先ほど委員からも御発言ありましたように、学校の管理職を支
えるリソースが何といっても必要なテーマだと思います。そのためには、予算要求とい
うことが大事ですが、仮に予算措置がなされた後でも、目詰まりを起こすということがま
まあります。

例えば、東日本大震災以降、学校にスクールカウンセラーの予算措置が、かなり被災3
県には措置されましたが、結局肝心のスクールカウンセラーが地元にいないという事で、

通いで東京からわざわざ来ていただいたというような事があります。つまり、熊本市ならではのリソースというのが、どのぐらい市内や県内にあるのかということがまず調べられなければいけないという事を考えています。例えば、ライセンスや資格保持者がどの位いて、養成機関の養成能力はどのぐらいなのかと。どの範囲で、そういう人材が手に届く範囲に存在しているのかっていうのを考えなければいけない。逆に言うと、それが分からないと、予算要求しても恐らくは現実的な予算要求にならない。

あと、以降ですね、このテーマに関連して有事に備えた在り方という観点から幾つかお話をしたいと思います。

まず、すぐにでも出来る事として、夜間対応というのは導入すべきスキームではないかなと思います。これ医療機関なので、市内の広報紙に出ていますよね。夜間はこちらのお医者様へというような。それと同じような形で、何かあったら夜間はここにというような、学校とか本庁の窓口とか、あるいは、熊本市内では、県立の夜間中学が出来たので、そこを借りるとかですね、色々なやり方があると思います。

それからあと法的な観点と言う話題がありましたが、やはり入学時などに、保護者と学校の間で、権限や責任の在り方を整理した上で、同意書のようなものを徴するという事は考えていいのではないかなと思いました。こういう事があって、保護者の立場から、例えば調査を要求出来ますよというようなことを知っておくっていうのは大事な事だと考えています。

あとユーザー調査というのも大事な事ではないかなと思います。最近、やっぱりこども家庭庁が出来てから、こういう子どもを主語にした、児童生徒を主語にした取組というのがあって、子ども会議ですとか、そういう場に大臣がいるというのがありまして、熊本市の児童生徒、園児も含むかもしれませんが、あるいは保護者も含めて、そういった方たちの声を、もしアンケートが既にあるのであれば、こういった会議で、共有すればいいのかなあとありますし、してないのであれば、アンケート調査をしてもいいのかなと思います。

中長期的な課題としては、やはり、教員が教壇に立てる状態かどうかというのを確認する仕組みっていうのは必要なんじゃないかなと思います。これは、トラックの運転手、バスの運転手はそうですね。アルコールの残留等確認するみたいなことがあるので。先程、どなたかご発言ありましたが、とても教壇に立てない状態の教員がいた場合には、確認するスクリーニングの様な仕組みがないといけないと思います。

最後ですが、やはり政令市というのは人口も多く、学校も抱えている数が多いわけなので、横浜市のように、方面別の学校教育事務所を置くかどうかは別として、やはり情報を一旦ミドルの層で、本庁と学校の間で情報集約するというような方面別の機能が組織なり職員なりで表現できたほうが良いのかなと思います。それは、本庁に置かれて、行政区別に担当指導主事が置かれても何でもいいですが、恐らく今本庁と学校がダイレクトに結びついているので、ちょっと処理能力が遅れているのではないかなというふうな感じがします。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

東日本大震災の事例のほうから、予算があってもリソースの活用にうまく結びつかない例ですね、熊本市の方の現状をどういうふうにリソースの状況にあるのかといったところを、よく事前に把握をしておいて、活用が十分にできるような条件ですね、整備しておく必要があるでしょうということ。

それから、色々と学校関係者それから保護者ですね、対応については同意書のような書式を事前に同意を得られるのであれば、そういうものを取っておいて進めることの大切さ、それから、実際にどういうふうに子どもたちの声を拾っていくかというところでの組織の準備の在り方ですかね。

そして、教員の状態については、中長期的な観点からきちんと教育現場に復帰できるかどうかといったところ、どういうふうな時点で捉えていくかですね、押さえていくかといったところの御意見をいただいたところです。

どうもありがとうございました。

そしてもう一方ですね、これに合わせて可能でしたら、末富委員のほうから少し御提言いただければと思います。

【末富委員】

末富でございます。

この教育委員会、学校管理職のマネジメント危機管理対応力強化ということですが、端的に申し上げますと、まず一次対応と二次対応に分けて考えなければならないということです。

一次対応については先程来ご指摘がありますけれども、体罰、いじめ等の事案が起きたときになるべく早く、学校単位で教職員の対応能力を上げていくということが不可欠になると。そのためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー支援員との常駐、あるいは迅速にスクールロイヤーにアドバイス求められるといった支援制度の整備が要するという事は、私も改めて本日の議論を聞いて重要だと思いました。

その上で、さらに、もう学校だけの対応力に限りがあるということが、この審議会の出発点であるというふうに承知をいたしておりますので、いかにその二次対応ですね、この事案については二次対応が必要というのは非常に複雑性が高い、あるいは保護者と学校の信頼関係が残念ながら壊れてしまっているという状況の中で、かつ教育委員会も率直に申し上げれば権限上、学校の側にいる人たちですから、そこから離れたことも局あるいは第三者委員会等を立ち上げつつ、適切な二次対応を行うといったことについての体制整備が、本日の様々な提言の主眼であろうとは思いますが。ただその上に、議論全体を見渡して、それからここまでの4回、特に1から3回の議論でしてきたことから、さらに視点を追加しなければならないなあというのが、私自身の本日の状況の把握でございます。

一つ目が先ほど青木先生もおっしゃいましたけれども、保護者の権限と責任を明記すると、共通のルールをつくりましょうといったときに、では、その共通のルールで、私たち

ステークホルダー全員が何を大切にしますかという、原理原則を明らかにしなくてはなりません。それはもちろんですね、被害を受けた子どもの権利と最善の利益の実現であるということは間違いないですが、問題は、教職員、それから保護者といったステークホルダーとの、がいかなる姿勢で、子どもたちに関わっていくかといったことについても、理念あるいは考え方や行動原則の整理が必要であるということです。恐らくこれなしに、共通のルールをつくりましょうと言っても機能はしないというふうに思います。何か、いじめが起きたらこうしますよとか、不登校のときにここに相談してくださいということだけでは、子どもたち自身の権利利益というのはいい形では実現しません。

次、事後対応にとどまってしまうですが、いじめが起きたらこうしなきゃいけないと。逆にそうではなくて、ふだんからそれぞれのステークホルダーが子どもたちのことを、気にかけて、声を聞いて受け止め、なるべく受け止めていきましょうよというのが今日私自身はとても大切なメッセージかなと思っていますので、そうしたメッセージと、それが、ふだんから、例えば保護者の困りごとに学校向き合っておられるけれども、保護者自身もたくさんの相談リソースを持っているということも含めて、考え方、共通の考え方の整理が要ります。特に、かなりクリティカルな場面になるのは、保護者にとっては、加害者だと思われるときですよね。私自身も加害者サイドの保護者の経験もありますけれども、そうしたときに、私は、保護者として何をすべきなのかということも含めてですね、非常に難しいものがございます。もちろん早期の謝罪っていうのが、説明というのが非常に大事で、そこに学校が適切に関わってくださることというのが、問題解決にはとても大事ですが、それを超えて保護者同士の人間関係がそこにあったときにさらに、事情が複雑になると言った場合の問題解決の仕組みも含めてですね、共通のルールにしていかななくてはならないと。

あわせて、加害を繰り返すお子さんの保護者さんというのは、その課題自体が認知出来てないかもしれない家族だけでは限界があるということもよくお感じの場合もあるということです。保護者自身のエンパワーメントやサポートといったものも含めて、どれぐらいのルールがつかれるかなということが、大事だろうというふうに思います。

とにかくこういう仕組みがありますだけではなく、このような考え方をみんなが大事にしていましょうという、どちらかというと理念ですね、というのにも必要になるというふうに思いました。

あわせて、これらの対応が蓄積していけば、もっと予防できるなどか、この段階で防げるはずだというのが見えて、EBPMというのはそういうもののはずですけれども、それをフィードバックしたところで、正直学校は何も変わりません。私自身も中央官庁に対しては、EBPMなるものをさんざんやらされてきましたけれども、EBPMというのは、少なくともエビデンスやケースの蓄積を踏まえて改善するというプロセスまでが法定化されていなければ、多分うまく動きません。今のEBPMは、何か研究者の思いと全員と、たまたま何か相手先にやる気のある担当者がいたみたいで、非常に状況依存的な、意思決定とか、意思決定にもなっていないということが起きてしまいます。そうではなくて、

学校自体を、結局子どもたちにとって、なるべく安心できれば、よりよい場である、ということに対して、第三者委員会あるいはこども局等が立ち上げられる相談センターですとか、あるいは教育委員会とこども局で対応されてきた事例のメタ評価をしていくといったものをどうやって学校に戻していくのかと。研修の在り方だってもっと、今行われている研修が、もう少しバージョンアップできるよねといったようなことも含めて、どのように、学校や教育委員会のありよう自体を、変化させていくことができるのかという、フィードバックの在り方ですね。その部分についても恐らく、権限規定を何らかの形で明確化し、学校や教育委員会自身も、より良いありようを探るということも、必要になってくるだろうというふうに考えています。

大変抽象度が高い話で恐縮ですが、究極的に言えば、子どもの権利、子どもの最善の利益を実現するというのは、私たち大人が、子どもたちに今、強いてしまっている様々な不利益あるいは権利の軽視をしているという構造自体をどうやって変えるかっていう、私たち大人の側がつくっている構造を変えなきゃいけないっていう問題です。

この審議会で語られていることというのは構造をどちらかというとメゾもしくはマイクロに、変えていく話、よりよく対応できるようにしようという話ではありますが、それでいいかと言われるとそうではないはずだと、物を言うふうにも思います。年間30日程度休んだぐらいで、不登校とレッテルを張られ、あるいは成績表の所見欄はとっても楽しみにしている保護者さんもしれば、逆にそれで今度は子どもがどうやって傷ついてしまうみたいなことを常に心配しておられる保護者さんもいます。そういった意味では、子どもたちの最善の利益の実現というのは、今の公教育システムにおいてもまだ十分ではない。

それはマクロの構造をどうやって私たち変えていきますかというところまで視野に入れて、この教育行政審議会の議論を進めていかなければ、恐らく何度やっても同じことになる。

何度も不登校、体罰よくなっています。学校は相変わらず、ごく一部の先生けれども、子どもを傷つける人がいます。困りますねということが続けてしまうと思っています。そうではなくて、得られた知見、それから一人ひとりの大変な思いをした子どもや家族の反応、思いや経験、それは教職員の経験や願いもそうですよね。いかにそのマクロで学校教育システムの構造にフィードバックさせていくのかということを経験に入れながらの議論も必要であると思っています。

なぜそういうことを申すかといいますと、こうした議論が安直にされれば、学校は、より防御的になると思っています。教職員は、面倒くさいことに関わらなくていいという方向にも行きかねません。

もちろんここにいらっしゃる皆さんや熊本市教委、それから熊本市立学校の多くの教職員の皆さん、そうではないことは承知しております。ただし、学校から様々な問題を、二次対応を切離していくということをしていくときに、そうならない、暴挙にならないように私たち自身も変わらなければならないというふうに、学校や教職員、教育委員会の側も思い、行動し続けられるということを内蔵した仕組みでなければ変わらないというふう

に思います。その部分も明確に、学校管理規則あるいは教育委員会に関する諸規程等で内蔵していくべきものではないかというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたが以上です。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

一次対応から二次対応へというところで、現状、いろいろと改善点を今、この審議会で上げていただいて、どういうふうにそれを改善に向けて動かしていけるかですね、御意見いただいているところですけども、その視点をもう少し、越えてといいますか、もう少し客観的にとらえるような議論も必要ではないかということですね。

二次的なその対応の中身としては、第三者機関ですね、こども局や第三者委員会を通して対応するような手だて、その際に、保護者の権利や権限責任の明確化、教職員とそれから保護者の側ですね、どういうふうにそこの問題解決に向けて行動していくのがいいのか、理論的、理念的な原理をもう少し、検討していく必要があるでしょうということですね。

そしてまた、子どもの権利をどういうふうに守っていくかっていうところの体制の整備はもう本当に日々、学校現場の先生方、そして教育委員会の先生方も、この問題に直面されているかと思いますが、子どもの視点からもう少し具体化して、そして、同じようなことが起こらないために何が必要なのかですね。そのために私たちは何を考えなければいけないのか。

学校や、それから、地域、そして家庭、子ども、保護者の関係の在り方を、構造的にもう少し見直していくような議論ですね。これができると、また違う視点が見えてくるかなあと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が来ましたので、こちらのほうは追加の御意見等ありましたら、最後の30分ですね、議論のほうでいろいろ意見交換いただければと思います。

⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

【藤田会長】

それでは、6番目になりますが、取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくりについてということで、実はこの第2回、第3回で、いろいろと挙げてもらっていましたが、6番目のところはですね、意外とこの課題点、それから解決に向けての提案ですね、あんまりその意見を十分に時間がとれなかったかもしれませんが、これについては、この場でまたいろいろと議論していただいて、課題点、それから問題の改善に向けての提案ですね、肉づけしてもらえればと思います。

それではこちらについては、まず須藤委員のほうから、学校現場の現状を踏まえていろいろとお話を聞かせいただければと思いますお願いします。

【須藤委員】

別紙の資料に非公開ということで、つけていますが最初2枚目のほうです。

生活委員会っていうのがありまして生活委員会の子どもたちに、先生が、いじめを許さない学校にしようということで呼びかけ、それに響いて子どもたちが考えてくれました。

それで子どもたちが話し合って、「学校にいじめを許さない雰囲気がありますか」という問いかけに対して、「いじめがうちの学校はあるだろうか、ないだろうかとか、そういう雰囲気ありますか」って抽象的なアンケートを学期末にずっととっていました。それじゃ子どもたちがよく分からないということで、もうちょっと具体的な行動目標みたいなことに落としたほうがいいのではないかということです。子どもなりに考えて、ある、少しある、余りない、ない、分からないっていうところで、これあるっていうのはどういうことなのかっていう具体的に子どもたちが話し合ってつくってくれたものです。

これを心のアンケートのときに1回子どもたちにとってみようかと計画しています。委員会のほうで子どもたちがそれを集計して集会活動で発表があります。朝のあんどこ集会っていう珍しい名前の集会ですが、そのときに発表しようじゃないかっていうところで、子どもたちが今動いてくれている状況です。

結局いじめは起こった後の対応はいろいろ話し合いますが、学校でこういうふうになにか積極的な、何か子どもたちが動いて、自分たちがいじめをなくしたい思いを子どもたちも持っています。

やっぱり、安心安全な学校にしたいというのは子どもも私たちも両方持っているので、ちょっと一つの取組の例として、こうやってみているというところを御紹介しようと思っ

て持ってきました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

実際に心のアンケートで何か今の時点で見えてきているものって、もしありましたら少し御助言いただければと思いますが。

【須藤委員】

心のアンケートは12月にとるので、これからですね。まだまだこれは固まってないので、子どもの中で、もうちょっと練ろうということで先生方と考えているみたいなので、一応非公開ということです。また昨年までの反省で、アンケートをとってはいいましたが、それじゃ分かりにくいというところで、こういうふうな取組を学校独自ですけど、変えてくれたというところです。

【藤田会長】

ありがとうございました。

子どもたちの目線で、子どもたちが自分の言葉で説明できるようですね、学校の中の安全安心を守るために、どんなことを心がけなければいけないかですね、子どもたち自身によるアンケートを今作成していただいているということです。

それでは、また別の観点から森委員のほうから、もしお話しいただければお願いいたします。

【森委員】

ありがとうございます。

ここすごく少なくて、どうしようってすごく悩みましたが、私のほうからは、この確認・評価・公表・周知って4項目あるので、まず前半の確認と評価については、子ども、親、学校の先生について、この公表と周知に関しては教育委員会、あと報道の在り方っていうことに関して、お伝えしたいと思います。

まずこの確認と評価っていうのは、要するに、いじめとかの暴言に対する対応がうまくいっているかどうかの確認、評価だと私は認識したいのですが。まずですね、子どもに関してはやっぱり、子どもの本音を知るツールっていろいろありますけども、今の子どもの状態を知るっていう、いろんな質問紙とかワークって多分学校とかでも使われていますが、やっぱり何か一元化しないとあんまり意味がないなと思っていて、毎年変わったり、結局学校によって違ったりすると、評価がとりにくい。

それを一元化することで、まずその個人の今の状態は以前と比べてどうなっているかって評価も出来ますし、あとやっぱり、まとめてデータをとれば、一応エビデンスになるっていうところもあるので、そこのとこですね、いろんなところの、多分自治体でされていることがあると思うので、そこを市で一元化するというのを一つ提案します。

もう一つですね、親御さんについてなんですけど、親が1番子どものことを分かっているって言える親って、ほとんどいないというふうに思います。まずここにこだわると、もう何か、子どもが本当の気持ちをやっぱり言えなくなって、親がこうでしょう、ああでしょうって言って、そうかもしれないと思って、やっぱり言えなくなってしまうので。ただその一方で、心からも子どもを信じて、やっぱり味方になれるのは親だけです、正直。やっぱり親の学びっていうのは本当に必須だと思っていて、先ほど、末富委員からお話があったように、やっぱりいじめられた場合ですけど、いじめちゃった場合っていうのが、やっぱり対応にすごく動揺してしまう親御さんが多いので、やっぱりそういうときの対応の方法というのは前回の話のときもしましたが、そこをちょっと親が学ぶ機会、これはもう任意ではなく、強制という形で、どこの親もしっかり見てもらうという形で、毎年、学んでいくってところが一つ提案です。

学校についてはですね。私は本当にいつも思っていますが、大人が絶対正しいということはないと思っています。だから先生が間違えることだってあります。でも今は、学校が、先生がこうしなさいって言ったら、それを守らなきゃいけないっていう子どもがすごく多いですし、守れない自分が駄目な自分だと思う自分もすごく多いです。なので、いけない先生の言うことを聞かなきゃいけない、そもそも先生が言っていることおかしいと思っている子どもがいっぱいいて、それを言えない雰囲気っていうのが学校にあるので、私は自分の家庭では私が悪かったら謝ることと、お礼を言うことは絶対もうマストにしています。先生がやっぱり間違ったなとか、よくなかったなと思ったらちゃんと謝るとか、逆にあなたがそうやって言ってくれたことで先生学べたなと思ったら感謝するとか、そういう何か基本的なこと躊躇せずできる大人がやっぱり先生になっていくべきだと思っています。

この3者の関係っていうのはすごく難しくって、何かやっぱり、子どもってですね、大人が言うことをこころろ変えれば、絶対大人のことは信用しません。先生の対応に関しては、ある程度の一貫性が必要で、あの先生が言ったけどこの先生はこういったっていうのを、人間だからあるかもしれませんが、ある程度は一貫していないと子どもは信用してくれないし、本当のことは言いません。そのところは、学校の中でも多分お感じになられていると思います。そこも躊躇なく言っていくっていうところがまず大事なと。ただ、ここはちょっとその人が変わるっていうことはなかなか難しいので、仕組みとしてつくっていければいいかなというところです。

あとは、その後半の公表・周知に関してですが、まず教育委員会の方は、例えば、今こういうふうに動いていますよとか、こういうことをやっていますよっていうこともとにかく公表していくことが1番で、都合の良い事だけを公表しないということを徹底してほしいなと思っています。公表することでどうなるかっていうと、腹が座ります。覚悟を持ってやろうって思えるので、あとはやっぱり自らこっちから公開する、人から指摘されるではなく、こういうところはよくないから今、変化をチャレンジしていますとか、良い御意見が欲しいとか、そういうことを自ら公開することで、このこちらの覚悟を見せていくっていうのを思っています。

あとはこの3番にある、保護者が相談したことについてデバイス等を駆使して見える化をすることについては、やっぱり相談した側は、自分が相談したことがどのようになったのかなっていうのが見えないと不安になりますので、ここは、何か新しいシステムが出来た場合はやっぱり早急にやってあげたほうが、不満とか不安というのがとれてくると思います。

今日いっぱい来てらっしゃるので、報道の方にはお願いですが、報道に関しては、私も最近でいうと大津高校のサッカー部のいろいろ部活のこととかありましたけど、あんなふうにセンセーショナルなところだけを切り取って、報道されると、もう今はもう本当にSNSがすごい、情報化の時代で、報道の受け取り方とか拡散される経過というのも本当に個人差があるので、そのことで何か2次的に何かやっぱりよくないことが起こってきたり、学校が批判されたりとか、そういう状況が起こります。学校はやっぱりそういう対応とプロではありません。そういう対応を指導してくれるプロが、第三者委員会なりにいていただくと、そこはちょっと安心して任せられるというか、そこまで学校が全部考えなきゃいけないと、あんな感じで後手になって、試合に結局出るのか出ないのかってなってしまうので、子どもにメリットがなくなるってしまいます。そういうプロが指導するっていう学校の報道対応ですね、もちろんお願いしたいですし、報道の方にはですね、やっぱセンセーショナルな場面だけを切り取って報道するのではなくて、そうですね、何か問題があったから取り上げるのではなく、やっぱりこういうことを今やっていますよ、でも難しいですよとか、こういう課題とかを社会に定期的に問題提起するっていうのも、私は報道の仕事であってほしいと思っています。報道のプロとしての気持ちというか、想いっていうのを、やっぱり報道を見てすごく心を動かされるお母さんたちはいらっしゃいます。あれを

見てなんかうちの子のことだって言って傷つくお母さんたちもいます。そういうこともぜひ担ってほしいなというふうに思って希望を込めて、お伝えします。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

確認・評価のところは御発言の中であったのは、子どもにとって、きちんと教師が一貫性のある考えを持った行動をしているかどうかですね、その辺のところがすごく大事だということなので。これは大人の社会でもそうかと思えますけれども、きちんと自分だけじゃなくて周りからも同じように認識してもらおうということですね、常に自己反省しながらかかることが大事かと思えます。

それから、公表することですね。これについてもやっぱり覚悟が持てるということで評価・確認の在り方、その過程の分析についてもきちんと、学校の組織としてどういうふうに対応していくかっていうところ、絶えず、第三者的に評価、見られる機会になりますので、それへの対応、それから報道関係者への注文というところで、いろんな観点から御発言をいただきました。

そのほか少し時間がございますので、この確認・評価・公表・周知の仕組みづくりについて御意見がありましたらお願いいたします。

末富委員お願いします。

【末富委員】

記録として残しておいたほうがいいと思って発言をしますが、原則公表というのは非常に重要ですが、やはり、特に重大な事案については被害者側の児童生徒あるいは御家族等の同意が必要であるということですので、その部分について十分配慮され、かつルールをつくって遵守されるべきであるということを追加の発言としてご記録いただければと存じます。

【藤田会長】

ありがとうございました被害者側の同意ですね。それを得られるルールづくりが大事だということです。

そのほか御意見がありましたら。

中西委員お願いいたします。

【中西委員】

今ほどの報道対応のお話、一言だけ申し上げておきます。私も報道人だったので。センセーショナルな話とですね、ニュースかどうかということは本当紙一重なので、やむを得ない面があるとは思いますが、是非その後の検証をしっかりとそれを御紹介していただくことを、報道機関方にはお願いしたいと思えます。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。追加のご注文ですね。

それから御意見なんかで少し出ていましたが、行政の側から、どういうふうな対応、坪田委員のほうから少し御発言があったかと思えますけれども、説明が出来ましたら、保護

者が相談したことについての、デバイス等の駆使というところで、もし御意見がありましたら、取組の状況についてお伝えください。

【坪田委員】

大体、保護者がだんだん少クレーマー化するとかなんとかっていう、やっぱり返しが無いからとか状況が見えないからです。この電話とてくれた人が、そのあとどうやって管理職に上げたのか、また教育委員会等報告して教育委員会の一体誰が動いているのかとか。それは、私が見ていても、これだけ返しが遅かったら保護者はイライラするよねっていう話がある。だから、何か保護者があれですよっていう整理してしまいがちですけど、最初からクレーマーになろうと思う保護者はほとんどいないはずなので、そういうふうにしてしまうのはやっぱり状況が見えないから。だからまさに宅配便と同じように、今どういう状況にあるとか、分かるように。そういうことで、今教育次長まで上がっているとか、教育長にとか、そこまでやるかどうかですけれども、何か条件が出来て、それが3日以内に必ず1回はレスポンスというか、返しがあるとかですね。なんかそういうのをルール化してやると、もちろん事案にもよると思いますけど、あと保護者が望む場合、望まない場合とかあると思いますけど。何かそういうことにすると少しイライラ感とか、常に教育委員会は隠蔽したがるとか、ダラダラするとかっていうかそういう印象論から乗り越えられるのではないかなと。どういうシステムをつくるか分かりませんし、手間もかかると思いますし、体制もつくらないと、そうはいってもって話になると思いますけど、チャレンジする課題ではないかなと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

それともう一つですね、お話をお聞かせいただければと思いますが、村田慎委員、報道に関していろいろと御発言いただいたかと思いますが、もしよければお願いいたします。

【村田慎委員】

村田です。自分も元マスコミなので、ちょっと耳の痛い話だなと思いながら聞いていました。体罰等審議会に身を置いていて強く思ったのは、もちろん、不適切な指導を行った先生に対して厳しく対処しなきゃいけないというのは当然のことではありますが、そうでない認定の先生方もたくさんおられる。該当外、むしろ適切な行為です。ただ、報道を見ていると、どうしてもセンセーショナルな、体罰、暴言、不適切な行為っていうのがやっぱり大々的にどんと出ますけれども、適切な指導だったり該当外だった部分っていうのは、何も触れられてないので、中には、言いがかりであったりするものもあるかもしれない。ただ言った人勝ちの状態では、先生たちはもう萎縮し続けることになりかねませんので、身を置いていて思ったのは、先生方が萎縮しないような組織であることも大事だと。そうでない指導、適切な指導、該当外、そういうのもきちんと公平にしっかりと、認定をしてそれを広めていっていただきたいというのは強く思っていました。それは決して、甘い認定をするだとか、忖度するだとかそういう次元の話ではなくて、先生がどんどん萎縮していけば、なりたい先生もどんどん減っていきますし、先生たちが、そもそも信念を持って

やっている先に、もちろん、体罰や暴言あってはいけないことですが。

体罰等審議会の中で、自分としては何を大切にしてきたかっていうと、やっぱりそういう、きちんとその行いは間違っていないっていうほうの認定を受けた先生方のその後が、きちんと一度、やっぱりその辺を出されてしまうと、どうしても、その印象というか保護者の間ではものすごい形でいろいろと広がっていきますので、先生のその後の支援、指導の活動にも影響が出てしまっているといけないので、そちらのほうも、できれば広く周知というか報道を、取上げてもらえたらいいなというふうには思っているところです。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

相当の内容を適切な内容と不適切行動そのものの適切な不適切からですね、取上げ方によってもう印象が違ってくるかと思います。

また今後の教員の活動を支援していくというところでも、きちんとそこを基、学校現場の中で、次、御自身の考えをしっかりと持ってまた経営活動に専念できるというような、環境もやっぱり何とか保障していかなければいけないかと思いますので、その辺のところも含めた上での報道の在り方ですね、もう少し、検討いただくとありがたいかもしれません。

はい。

一応、時間になりましたけれども、テーマはこれぐらいでよろしいでしょうか。

村田委員。お願いします。

【村田晃一委員】

弁護士やっていると、両方側から、相談があります。一言だけ末富先生から、先ほど報道に当たっては、被害者側の、ぜひ同意をとってからにしてくださいという話がありましたから、加害者側にも配慮をいただけたらと思います。報道ですので、何ていうか、いう考え下側にされてもいいということは、やっぱりまずいと思います。特に加害者家族が、僕はやられています。これはかわいそうで、ですので、必ず了解とらなきゃ出せないというほど、になってしまうとちょっとほど難しくなると思いますが、配慮をしていただくといかなと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

加害者側への配慮の在り方ですね。

ありがとうございます。

(3) 自由討議

【藤田会長】

それでは25分ぐらいまで全体の討議の時間がありますので、これからは今日、6つの事項について今まで御意見をいただいてきたところですが、全体通して、また、議論いただければと思います。

自校と自校の間の関係の部分であるとか、あるいは体罰暴言といじめの対応ですね、こ

れも、領域事項を超えたところで結びつくようなテーマもひょっとしたらあるかもしれませんが、いろいろと、今日の審議、これまでの審議今日の審議に御参加いただいて思うところがございますたら自由に御発言いただければと思います。

坪田委員お願いいたします。

【坪田委員】

全体を通しての大きな話と、もうすぐにできる話と思ひまして、大きな話は先ほど青木委員からありましたけれども特に政令市ですね。政令市やっぱり所管している学校数とか、責任を持っている児童生徒数とかっていうことだけでも、やっぱり義務教育に責任を持つ基礎自治体の想定されている規模を超えてしまっていると。だからガバナンスが非常に難しいというのがあると思います。決して人口とか子ども数に比例して、この教育委員会事務局も大きくなっているわけでは必ずしもなくて、多分30万40万規模ぐらいの人口のところのアッパーで、そこから先はどれだけ人口が増えてもそんなに体制が大きくなっていないという問題で、横浜のように本当に4方面の事務所の市の中に置くかどうかっていう、それまで中二階問題でそこで情報が集まるという問題もあるのかもしれないので、また横浜に聞いてみないといけませんが、難しいなというのを名古屋でも感じています。

そこでどんなことが、全ての学校を手厚くするっていうことはかなり現実的では多分ない。でも事が起こって課題が見えている学校とか、学力だったら学力調査で、平均をかなり下回っている学校とか、また暴力が多い学校とかいろんなことが今までデータで分かっているの、そういうところのメリハリをどうやって思い切ってつけられるかっていう問題と、それも日によって状況変わるかもしれないので、警察ドラマでも描かれているように、警視庁だったら本庁、普通の県だったら警察本部にたくさんの捜査員を抱えていて、日常の事件は、警察署の方々がやりますけど大きな事件なら必ず大きな捜査本部をつくったりして体制をつくって一気に解決する。だから大きく構えて、小さく早く収めるっていうことを警察はやっているという、またそこが終わると次のまた場所へ移っていくみたいな。何か学校もそういうようなメリハリを付けたり、機動性があるようなことを教育委員会が、人員を抱えないといけないので大変でしょうけど、そういうことが出来たら、もっとガバナンスがうまくいくのかなあという、こういう、事件事故系の大きいものですね。というのを感じたりします。

これは大きな話で、簡単な話は先ほど担任と合わない問題とか担任の暴言とかっていうのがちらちらとこのそれぞれの方にまたがってありますけど、一つ御提案したいのは、要はチーム担任制ですね。だから子どもが選べるようにすると担任をと、だから中学校で4クラスあるとしたら、4人の担任から自分好きなとき自分がこの先生っていう方に、ホームルームティーチャーとして頼ることや期末の面談をしてもらうということを、名古屋でもやっている学校が2つほどありますし、全国にもちらちらとあります。これ何がいいかっていうと子どもが主体的に判断するということなので、主体的に判断する自分に責任を持つというそういう主権者教育にもなるということもあるし、先生のほうも選ばれるために努力をすると。

よく研修っていいですが、研修を命ずるほうも、なかなか気遣うし、生かされると思い、もうやらされている間では多分研修は身につかないと思うので、それでも自分は指名がない、選んでもらえないと思うと。どうやったら先生のようにみんなにこうやってし、選んでもらえるのだろう、慕われるのだろう。そしたら言動も注意しなくちゃいけないし、アンガーマネジメントも体得しなくちゃいけないっていうふうに研鑽をして、次の学期から頑張ろうとか選んでもらおうって臨むことになるので、先生も主体的に学べると思います。何かそういう子どもにとっても先生にとっても何か生き生きできるのではないか、もう無理に、本当にいい先生でもいい生徒でもやっぱり相性が合わないってあります。みんなハッピーになるのではないかというので是非。人が増える話ではないので、すぐ出来るのではないかと思います。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

大きな枠組みでは事件事故に関わる警察の対応のシステムですね。

本庁とそれから県の警察本部との連携の在り方、すごく興味深くお聞かせいただきました。

それから、個別の対応のところではチーム担任制ということでこれは、子どもが主体的に、担任を選べるというところは、子どもがそれなりに自分の責任考えにも責任を持つところを、子ども自身に学んでもらう機会にもなるので、その辺のところは主体的に、もっと自分の学校の中での生活の在り方に責任を持ってもらうような、心の持ち方の変化にもつながるかもしれないですねいい方向につながって、変わっていくことが、できればというふうに思ってお聞きしました。

ありがとうございます。

中西委員をお願いします。

【中西委員】

中西です。まず先ほどのチーム担任制ですけど、熊本市でも取り組んでいる学校があって、実は以前お邪魔をさせていただいています。ぜひ参考にさせていただければと思います。

今後の進め方の話にもなろうかと思いますが、改めて教育行政審議会と行政という言葉がついているところの意味を改めて確認したいと思いますが、遠藤教育長のお話の中にも、熊本から日本を変えていくぐらいのつもりで審議会をつくったというような、初回に発言があったと思います。

行政をどういうふうに変えていくのかという視点とか、あるいは、全国に向けて発信するとかですね、そういう視点がやっぱり、今後の議論に必要なんじゃないかと思いました。

いじめ防止対策推進法の見直しのことを私は何度か言っていますが、いろいろ議論あることは承知の上ですけども、今のままでいいと思ってらっしゃる方はそんなにいらっしゃらないと思いますしそういうことを自治体から発信していくっていうことも、私は大事だと思います。

それから先ほど、末富委員の発言にもありましたが、保護者の権限と責任を明記したようなそのルールというか、この資料だと宣言法的教育条例みたいな言葉も出ておりますけど、そういう理念をまず掲げる、それをはっきりとメッセージとして出すってことが、それがもしかすると全国にも発信できるような、中身になるかもしれないなど。

そこに子どもの意見をどう取り入れていくかっていう視点は当然入ってくると思います、そういうような視点でぜひ今後、そうお考えだと思いますが、確認のために発言させていただきました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

チーム担任制については熊本市のほうでも実施ということなので、具体的な事例等はまた次回ですね、お示しいただければと思います。

それから教育行政審議会諮問いただきましたときに教育長様から諮問の事項をいただきましたけれども、あえて行政という用語を使うというところで意味をもう少し具体的に、説明いただきたいと、どういうふうに変えて今の教育の現場の課題をどう変えていこうとされるのか、それを全国にどう発信するのかっていうところの関係も含めて、あえて教育行政という言葉を使ったことのですね、意味をまた再度この審議会のほうでもお示しいただければと思います。

それから理念をもすごくやはり大事だということで末富先生のほうの先ほどの御説明を踏まえたところで、どう私たちがこの審議会の中で具体的にメッセージを発していくかですね。その辺のところをまた細かく、検討できればと思います。

どうもありがとうございました。そのほか御意見等ありましたら。

富永委員お願いいたします。

【富永委員】

富永でございます。

私が出した検討項目の2の31、オルタナティブスクールなどの選択肢についてちょっと補足の説明をさせていただきたいと思います。私たちって本当に様々な個性を持って生まれてきますが、子どもたちもいろんな個性を持って生まれてきます。子どもたちに、いろんな学びの形の選択肢があるといいなと思っています。

しかし、従来の学校というのは画一的な構造の中であって、そこに適用するのがいい子どもとか、それに適用出来なければ、今そういうことは使わないかと思いますが、適応指導教室とかですねそういうのがあったかと思います。そこら辺のつらさが、先ほど上田委員が御指摘されたところでもあるかなあとと思いますが、今の日本の社会は、多様性ダイバーシティを尊重して、あらゆる人の人権が守られる社会の実現について、向かって動いていると思います。学校でも子どもの最善の利益という視点で、例えばセクシャリティーについて理解が進んで、制服の選択肢というのが増えていく学校も出てきました。学びの形も多様になれば、年々増えている、不登校にある児童生徒さんたちの教育を受ける権利保障にもつながります。

ちょっと私全国どんな感じかなと思ったときに、坪田委員がいらっしゃる、愛知県また愛知県が出てきますけども、岡崎市では、全ての公立中学校にフリースクールと同じ機能を持ったクラスを設置していらっしゃいます。最初はパイロット事業としてやって、数校やっていって、それがすごく子どもにとっても学校にとっても効果いい効果が出たということで、今年度だと思いますが、全部の公立中学校に設置が実現したということです。熊本市でも、オルタナティブスクール、数は多くはないと思いますが、ただそういうところってやっぱり、資金不足で、それを保護者が負担するというかなり大変なところもあるのでそういうところへの助成とか、あるいは公立学校内でできることを模索し始めてもいいのではないかなと思って提案をさせていただきました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

オルタナティブスクールの説明ですね。関連してというところで、いろいろと説明いただきました。また子どもの多様さへの対応というところともつながってくると思いますし、本当に子どもが主体的に学べるような、その学びをどういうふうに私たちが考えていけばいいかですね、それから愛知県の岡崎市の取組も、子どもが本当に学びたいというふうに通っていけるような学校運営教室運営ができれば、本当にさ最善かなと思います。

この辺のところも少し、次回以降ですね議論の中に加えさせていただければと思います。ありがとうございました。

須藤委員お願いします。

【須藤委員】

ありがとうございます。私も校内オルタナティブスクールっていうかフリースクールにとっても賛成で広島がSSRっていうのを始めているし、そういう事例を見て、いいなと思います。また不登校特例校について教育長も何か懇談会中で話をしていますけれども、熊本市にはフレンドリー教室っていうのが何校かあって、そういうのを発展的に特例校みたいな形は出来ないのかなとか、熊本市内にも小規模校があって今、発信でオンラインの不登校対応している学校が小学校1校中学校1校ありますが、そういうところも特例校に指定して、国からの予算がもらえないかなと思ってとてもそれはちょっと興味深く、見させていただきました。そういう多様な子どもたちに対応する学校づくりが行政として、また学校の現状もあわせてですね、一緒になって取り組んでいけたらいいなと思っています。子どもたちの安心感に絶対つながると思います。

それと私が資料で一点出していることについてちょっと説明しなきゃいけないなと思って、学校への過大な要求不当な言いがかりへの対応について出していますが、これはこういうのをつくってくださいってことじゃなくて、私の父と母が介護施設や医療機関に行くときに、最初にこういうのを出されて同意書を書かされます。やっぱカスタマーハラスメントで学校だけの問題じゃなくて、もう1番最後に今日出していますが、カスタマーストップカスタマーハラスメントというチラシがいろんな省庁から出されて、なぜかこの中に文科省が入ってない。今ホテルに宿泊拒否をする条件とかいうのを経産省とか一生懸命出

してくれていますが、こういうを出して先生方の御意見を伺いたいなと思って出したものですので今後、御意見があればお願いします。先ほど親の権利、学校の権利というのを、それもととても大事ななとお話を聞いて思いました。できれば、要綱とかにまとめて、何か熊本市が出すことができればいいのかなと思います。

また、報道との関係ですが、どうしても委員会の何か不祥事があったときのプレス発表で報道がそれを拾うということあります。例えば、もっと学校は頑張っている熊本市の市内の学校も教育委員会も頑張っているところもいっぱいあるので、そこを定期的にプレス発表とかこっちから積極的に発表出来ないかなと思っています。私もマスコミについてはいろいろありますけれども、可能な限り熊本の市内の小学校で頑張っている面を紹介してもらおうと思って今、協力してもらっていますので、こっちから発信するっていうところも、大事なかなと思います。いろんな御意見はあるでしょうけれども覚悟を持って、何かやっていきたいなと思っています。

【藤田会長】

ありがとうございました。

これも熊本市の特例校のほうの、何か少し動きがもしあれば具体的な情報を上げていただけたらと思います、ありがたく思います。

それから、広報の在り方とあわせて、これは文科省のほうのハラスメントの新たなこれ調査になるのでしょうか。カスタマーハラスメントのところは、何か、資料として上げられているところですかね。

【須藤委員】

これは、ほかの省庁は入っていますが、文科省が入っていないのは、理由は考えられますが、学校は特殊な場所で、カスタマーではなく、ずっと子どもがいる間、お付き合いがきれないという特殊性があります。だからなかなかここに入れにくいのかなと思いますけど、これだけ社会全体の問題になってカスタマーに対する対応も随分変わって「お客様は神様です」から、そうじゃないというところに、世間が少しずつ動き出している。その辺もちょっと我々が何かできることではないかなと思っています、少し提案ですけど。

【藤田会長】

概念的な意味での広がり为学校現場にも、やっぱり持っていく必要があるのかもしれないですね。何かそこからいろいろ具体化できる課題や、改善の仕方も見えてくるかもしれません。

ありがとうございました。そのほか御意見ありましたらお願いいたします。

【比江島委員】

比江島でございます。

今日は焦点が当たってなかったですが、記録について、課題5の8番になりますが、これも公務員だけではないです。いろんな我々が業務をやっていく中で記録を残すということの意味っていうのはここでは、何かあったことを残すっていうようなニュアンスで記録書かれています。我々が必要だなと思うこのカスタマーハラスメントのともそうですが

これ医療が、一応厚生労働省で入っていますが、我々が何か落ち度がなかったことを証明するということは非常に難しい。悪魔の証明ですね。落ち度がないことを証明するっていうのは、これずっと記録することで、この部分で、もう直らないと言われたという、いやいやそのやり方では直らないと言ったというような、これは前後の文脈が全部残っていれば、全体としては、真っ当な診療であったというこのために記録って残します。学校って非常に近いのではないかなと。言い方によっては、こうすると駄目だよというそこだけ切り取られたときって先生方はもう本当に窮地に陥るのではないかなと思います。前の会議で発言しましたが、要するに全部残しておくことで全体的な落ち度がないことであるとか妥当な指導であると、そこが残ればいいのではないかなと。そして何かが起こったときには、これから記録しますと、ＩＣレコーダーを準備するという、そういう順番なので、もしかするとこの文章だとそれがごっちゃになっているかなあというふうに感じました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

記録を残すというのがどういう意味で解釈されているかを非常にやっぱり懸念されるということですね。

ありがとうございます。そのほかありましたらお願いいたします。

【上田委員】

そうですね、もうほとんど学ばされることばかりで言うことがありませんが。

中西さんがおっしゃっていた、分かり合えない保護者もいるというお言葉で、もちろん、子どものためを思うっていうことには変わりがないので、その考え方として、教員と保護者が対立するのは、私は悪くはないというふうに思っています。対立するやり方、対立の仕方で子どもがどう、対立ということをどう認識するかは変わると思うので、一般的に考えたら、そもそも対立している姿を子どもに見せないっていうのが正解なのかもしれない。私は、子どものほうも、そういう、大人になっても、意見の対立は日常茶飯事であるということを、何も見ずに、社会に出たときに、ショックを受けるのは子ども自身で、対立のやり方が分からないまま社会に出るのはちょっと怖いことだと思うので、対立させない対立しているところを見せないじゃなくて、意見が食い違ったときにどう相手と話し合うかっていうところに、焦点を当てるといいのかなっていうふうに思いました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。

対立することとか、意見の食い違いっていうのはすごく大事だと思いますし、それをどんなふうに解決していくかとかあるいは少しでもお互いに分かり合えとか、自分が伝えたいことを少しでもその言葉にして伝えとか、そういうような経験はやっぱりいつのときでも大事だと思うので、大人だけじゃなくて子どものときも大事だと思いますそういうようなことを具体的に考えていけるような、在り方っていうのが私たちの人間関係の持ち方にも求められているのかもしれない。それはしっかり議論して、この審議会でも検討させてもらえればと思います。

坪田委員からお願いします。

【坪田委員】

何度もすいません、先ほど校内フリースクールの話が出たので、愛知県内でも先ほどありましたように岡崎とか春日井市とかで進んできたので、名古屋市もそういうのを視察して、110校あるのでなかなかあれですけど、やっぱ半分ぐらいのところに今年度は置くことが出来、また全校にということで、今進めています。

もう進めるときに幾つかの課題がありまして、一つは、あるようでない空き教室です。使える教室はないですかって。調査をすると、「ない」という回答が来てしまうので、不思議だなと。この少子化の流れの中で。もう一つは、先生ですね、我々はちゃんと免許を持った教員をつけることをやっています。多分やり方いろいろあって、カウンセラーさんの方を置いている場合とか、非常勤の方とか大学生の方とかいろんなパターンがあると思うので、これはちょっと模索してかないといけないと思います。

今の教員不足ということもあって、なかなかそういうことを見ていただける先生を確保するなどの名古屋でも結構厳しいという問題があったりします。それが一つの課題です。

もう一つ、これは中身の課題ですけど、そこに行って、ストリーミングで、自分のクラスの授業を見て、中間期末テストは、そこで、先生が見ている前で同じ時間で受け、これで多分80点90点とりましたという子どもがいた場合に、これは十分に4とかをつけられますが、質問したら、いや、同じ空間で学んでないので、成績はつけられませんか。えっ同じことやっているじゃないですかと。学校にも来ているから出席ですけども同じ教室で受けてないので、成績はつけられませんかということを聞いて、何でこんな、そういう運用なのと、思ったことがあります。

これほかの自治体でちゃんとつけているかもしれないかもしれませんが、それで私は、つけていいじゃないかというようなことで、でもやっぱり同じ空間で一緒ということの縛りが学校はまだあります。これコロナでもう空間、時間は関係ないって時代になってきた。そのはずなのに、オンデマンドでもっていいじゃないかと思う時代なのにまだそういうことがあるのかな。何が起こるかっていうと、そろそろもう入試も近づき3年生になったら成績をつけるためにちゃんとクラスに戻りなさいって無理を言って戻そうとします。そうするとせっかくそこで居心地がよくて、心が落ち着いてきた子どもが、また戻れと言われることで本当に不登校になって、学校にも来られなくなってしまうとか、あるいは思い詰めて状態が悪化することが生じる。こういうことを心配せずにそこで学べるような、これは外のフリースクールもそうかもしれませんが、学校内はなおさらだというふうに思うので、これが今名古屋の感じている課題であるということをちょっと御披露しておきます。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。

フリースクールの説明の仕方が在り方とあわせて、GIGAスクール構想を文科省が率先して、そこまで進めてきたのに評価の在り方が依然として対面しか、実施されてないというところは何か課題のように思いますね。

これ本当に対面でも遠隔でも子どもたちが学校現場に帰るっていう関係をどう保障するかというのはすごく大事だと思うので、この辺のところも、また関係する事項と組合せて議論させていただければと思います。

一応時間が参りましたので、ここで、一応今日の第4回の議論ですね終了したいと思います。

後日お気づきになられたことがありましたら教育委員会事務局教育改革推進課に御相談いただき、あるいは御連絡いただければと思います。

また本会議の議事録につきましては事務局にて作成の後、また今までと同じように委員の皆様へ送付されますので、御確認いただきますようお願いいたします。そのあと私のほうでも最終確認をして確定させていただければと思います。

今日は本当に、どういう方向に議論が進んでいくのか全く見えない状況で、拙い司会で大変失礼いたしました。皆様の御協力でスムーズに進行させていただくことが出来ましたことを心から感謝申し上げます。

どうもお世話になりましたありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しいたします。

3 諸連絡

～省略～

4 閉会